令和８年第４回　飯塚市議会会議録第２号

令和８年９月８日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　　９月８日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）
これより本会議を開きます。一般質問を行います。２０番　鯉川信二議員に発言を許します。２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
質問に先立ちまして、このたびの令和８年熊本地震、そして令和８年８月千葉豪雨、さらには、石川県、富山県、福井県をはじめ、全国各地で今もなお発生いたしております一連の相次ぐ豪雨災害により、お亡くなりになられた方々に深甚なる哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興と皆様の生活の平穏が一日も早く戻りますことを切にお祈り申し上げます。
それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。飯塚市においては、幸いにも例年の梅雨に比べて激しい雨は降りませんでしたが、７月初旬の梅雨前線により、市内に流れる増水した河川や水路はいろいろな経路をたどって、最終的に遠賀川へ排水されます。そのような降雨時での遠賀川の流れを見ておりますと、水位が上がるのは以前よりもゆっくりとなったように感じられ、遠賀川がやはり安定して雨水を流せることが浸水被害の軽減につながると一層思うところでございます。
遠賀川では、今までに河川堤防をはじめ、排水機場整備など、様々な治水に対する事業が実施され、治水安全度の向上に努められてきたと思いますが、今回の一般質問では、現在進められております「遠賀川の浸水対策について」質問を行っていきたいと思います。
それでは最初に、現在、国においては、近年の水災害による甚大な被害を受け、既存の施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、当該流域の社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、気候変動の影響や社会状況の変化なども踏まえ、あらゆる関係者が協働して、流域全体で防災・減災の社会構築を目指していく流域治水の考えの下、治水対策が行われておりますが、まず、流域治水とは具体的にどのようなことなのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
流域治水とは、気候変動による降水量の増加に対応するため、河川や流出抑制施設の整備、洪水調節機能の強化等を加速化させ、流域のあらゆる既存施設を活用し、リスクの低いエリアへの誘導や、さきの６月議会で議決いただいた飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例のよ

うな住まい方の工夫も含め、官民あらゆる関係者が協働して、流域全体で総合的かつ多層的な水害対策を実施するものでございます。

行政機関としての役割は、ハード対策として、一級河川である遠賀川を主とし、国が主導して策定した「遠賀川水系流域治水プロジェクト２．０」を基に、また、対策としましては、流域治水の自分ごと化に向けた取組を行い、個人、企業、団体への知る機会を増やす、自分ごとと捉えることを促す、行動を誘発することを進め、流域治水という考えを浸透させ、流域のあらゆる官民の関係者が防災意識のさらなる向上を図り、協働し、流域治水の下、水害対策に取り組んでいくこととしております。

○議長（城丸秀高）

２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

国の流域治水の施策として、初めに令和３年３月に遠賀川水系流域治水プロジェクトが策定され、令和５年９月には、今後の気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化、深化させるために、必要な取組を反映した遠賀川水系流域治水プロジェクト２．０への更新が図られておりますが、どのような気候変動を考慮した更新であるのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

国においては、今後の気候変動に伴う災害リスクが高まることを踏まえながら、令和３年３月に、これまでの河川や下水道、砂防等の管理者主体による対策から、流域のあらゆる関係者が協働して治水対策を行っていく遠賀川水系流域治水プロジェクトを策定しております。その後、質問議員が言われますとおり、令和５年９月には、今後の気候変動の影響を考慮した遠賀川水系流域治水プロジェクト２．０の更新が図られております。

この２．０での気候変動の設定につきましては、今後の平均気温の上昇を２度に抑えるシナリオとして、２０４０年頃には降雨量が約１．１倍、流量が１．２倍、洪水発生率が２倍となるという試算でございます。そのような想定下での必要な対応として、現行の計画と同じ完了時期までに２．０にて目標とする治水安全度を達成すべく、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用し、集中的に整備を進めるよう取組の更新がなされております。

○議長（城丸秀高）

２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

それでは、流域治水プロジェクト２．０においては新たにどのような対策項目が追加、強化されているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

今回改訂された流域治水プロジェクト２．０では、先ほど述べました気候変動に対して早期に目標の治水安全度を達成すべく、様々な手法を活用していくこととされております。具体的な手法としましては、あふれることを考慮した減災対策の推進として、粘り強い河川堤防の整備、治水施設の多面的機能の活用として、既存ダムの単一的機能での利用を治水、利水、発電などの機能として最大限に活用するハイブリッドダムとしての取組推進や、現在、飯塚市の芳雄橋付近でも計画されております「飯塚地区かわまちづくり計画」のような防災とにぎわいの創出を図る事業、さらに、降水予測の高度化などのインフラＤＸ等の新技術の活用などが手法として挙げられております。

また、既存のハード事業においても早期の安全度達成のため加速化すべく、河道掘削、堤防整備、橋梁改築、堰の改築、洪水調整施設等の更新計画が示されております。
○議長（城丸秀髙）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
答弁をお聞きし、今後は想定される気象変動を考慮した流域治水プロジェクト２．０を実現していくため、流域治水協議会を筆頭に、私をはじめ、遠賀川流域の全ての官民が治水に対するさらなる意識の向上や行動に努め、流域治水を進めていく必要があると思慮するところでございます。
今後も官としてプロジェクト２．０に沿ったハード事業が進められるものと思いますが、これまでに実施された治水対策の効果について、いま一度確認したいと思います。冒頭でも触れましたが、例年よりも少雨とはいえ、本年も梅雨末期の豪雨として、７月１日から５日にかけて警戒レベル３の警報が出され、穂波川上流である内野地区では、１時間最大６５ミリメートル、２４時間最大２５０ミリメートルの降雨を記録し、遠賀川上流域から流れてくる雨の量はかなりのものであったと推測され、また、市街地に近い川島観測所においても、１時間に最大４１ミリメートルの降雨が記録されていましたが、遠賀川の水位上昇が以前よりかなり抑制されていたのではと感じました。そのように感じた理由が、今までの浸水対策による効果であるならば、どのような対策が要因と考えられるのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀髙）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
近年の遠賀川では、平成１５年の７．１９大水害以降、河道整備及び流出抑制や流下阻害施設の改良など、多くの事業が実施され、いずれも河川水位の上昇抑制に寄与する事業でございますが、特に２つの事業による効果が大きいと考えております。
まず１点目は、遠賀川下流に位置しております中間堰の改修事業で、平成２１年度から平成３０年度までの期間に実施され、改修により流下のボトルネックであった箇所の解消が図られ、降雨時において堰より上流域での水位低下が図られることとなりました。
２つ目は、庄司川、庄内川流域に甚大な被害をもたらした平成３０年７月豪雨以降において、河川断面の確保のため、約９０万立米の河道掘削や堤防補強整備の事業が実施されることにより、平成３０年７月の洪水と同規模の洪水を安全に流すことが可能となり、流下能力の向上に伴い、河川水位の低下が図られております。
このような要因の効果として、近年の降雨時における水位の上昇が抑制されているものと考えております。
○議長（城丸秀髙）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
降雨時における遠賀川の水位上昇の抑制要因として、平成３０年度に完成した中間堰の改修と、平成３０年度以降に実施された河道掘削が特に効果を発揮した要因であるとのことですが、私もボトルネックであった中間堰が約８１メートルから約１３９メートルに拡幅されたことにより、遠賀川河口へ流れていく流量が増えたことや、近年、積極的に実施されております河道掘削により、河川断面の確保がなされ、流下能力の向上が図られたことが大きな要因であると思います。
今後の取組として、遠賀川においては、当初の流域治水プロジェクトや今回の２．０においても施策として表記されております鯰田堰の改修事業があります。私自身も鯰田堰の改修については、過去の一般質問でも降雨時における遠賀川の水位低下や支川からの内水排除への効果が大きいことから、必要性について様々な質問をした経緯があります。

そこで、鯰田堰の改修計画について、現状としてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
現在の鯰田堰は、主に上水道課による鯰田浄水場への取水と上流域での農業用水取水施設として利用されている遠賀川河川内にある工作物であります。鯰田堰はコンクリート構造の固定堰であることから、流下を阻害し、河川水位の上昇要因となっているため、遠賀川河川事務所の直轄事業として、コンクリート構造の固定堰から、降雨時において水位の状況により多段的に転倒する鋼製ゲート式の転倒堰へと改修される計画となっております。
遠賀川河川事務所による現時点での事業計画につきましては、令和８年度の出水期後により、工事用道路や現在取水している各施設での機能確保のため、仮締切りなどの工事に着手し、その後、右岸と左岸の施工区域を切り替えながら、新たな堰の構築と旧堰の撤去事業が進められている予定となっております。
○議長（城丸秀高）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
いよいよ本年度より工事に着手されるということで、市街地の治水安全度の向上が図られることを、私自身、大きな期待を抱いているところでございます。
それでは、先ほどの答弁で多段的に転倒する堰への改修と言われましたが、もう少し具体的に、転倒する過程などについて詳しく説明をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
今回、改修される多段的に転倒する堰について、平常時と降雨増水時、復旧時に分けて説明いたします。
まず、平常時においては、各施設が取水を行っておりますことから、堰の高さの変更はなく、起立した状態で、堰操作も原則不要となっております。
次に、降雨増水時においては、堰地点水位の増水に応じ、下流域への負担を考慮しながら、まずは堰上流の水位を一定に保つよう堰を１段ずつ自動にて倒伏させる定水操作を行っていきます。定水操作後、さらに堰地点水位が増水した場合に、河川状況等を確認し、堰を完全倒伏させる洪水操作を手動にて行います。
最後に、洪水操作後に遠賀川が減水した際の復旧時においては、各施設の取水に影響が発生しないよう、洪水操作を行う前の堰高まで起立させる操作を段階的に手動にて行い、堰上流水位の回復をさせることとなります。
○議長（城丸秀高）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
それでは、現在の鯰田堰はコンクリート構造の固定堰で常に一定の水量が上流域にたまった状態であるのに対し、多段的に転倒する鋼製の堰に改修されることで、どのような効果が見込まれるのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
現状の鯰田堰が固定堰であるため、堰の上流では堰上げされた状態で水位が保たれていること

から、降雨時の初期段階から水位上昇に影響する状況でございます。
　一方、堰を転倒式に改修し、降雨時には水位を段階的に下げていくことにより見込まれる効果としましては、遠賀川の増水高の変化により堰が多段的に転倒するため、降雨状況に応じてある程度の差異がありますが、最終的に堰が完全倒伏することで、河川断面が今以上に確保されることから、平成１５年７月洪水と同規模の洪水に対して、河道掘削と合わせ、鯰田堰の上流にある建花寺川との合流地点では約１メートル、芳雄橋付近においても約１メートルの水位低下が図られると想定されております。このことにより、降雨初期において遠賀川の水位上昇が緩やかになることで、市街地からの内水を改修前よりも多く排出することが可能となります。また、堰が転倒式に変わることで、河川断面が広くなり、流下能力の向上が図られ、遠賀川の水位低下も速くなることから、降雨後の内水排出が今までより早い段階から可能となり、本市の内水被害の軽減に大きな効果が期待されます。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　鯰田堰が固定堰から転倒堰に改修される効果として、遠賀川では１メートル程度の水位低下が見込まれるとのことでございますが、遠賀川に流下する県営河川、特に建花寺川ではどのような影響が考えられるのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　先ほども答弁いたしましたが、遠賀川と建花寺川の合流点付近では約１メートルの水位低減が想定されております。このことから、遠賀川との合流点における水位低減は建花寺川自体の水位の低減も図れることとなり、建花寺川流域の内水被害の軽減につながるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　建花寺川も堰の転倒化による相乗効果として水位の低下が図られることから、令和６年３月に完成した水江雨水ポンプ場をはじめ、各ポンプ場の稼働開始までに余裕ができ、流域の多くの雨水が自然流下により建花寺川へ排出することができることになります。それにより、川津、横田、片島地区においては、今以上に浸水への安全度の向上が図られるものと期待しております。
　鯰田堰の改修事業は、先ほども申し上げましたが、流域治水プロジェクトにおいて当初から事業計画がなされており、遠賀川河川事務所としても、遠賀川の治水対策として多大な効果を見込んでいる事業であると思います。事業期間が長期に及びますが、飯塚市、特に企業局におかれましては、事業が円滑に進捗するよう、国と連携してなるべく早期での完成を目指していただきたいと思います。
　それでは、遠賀川の水位低減効果のもう一つの要因である河道掘削についてですが、私自身も河道掘削による断面確保の効果は絶大なるものがあると感じております。そこで、記憶に新しいところでは、鯰田堰より下流においては数年前に実施されておりますが、遠賀川の飯塚市管内での河道掘削の実績と今後の計画があるのかどうか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　遠賀川河川事務所では、質問議員が言われますとおり、平成３０年７月豪雨以降、特に鯰田堰下流において大規模な河川内土砂の撤去が行われ、遠賀川の上流においても鶴三緒地区や支川である穂波川のコスモスコモン付近の河道掘削が実施されております。

令和７年度においても、国の補正予算により、秋松地区の河道掘削が実施されるなど、河川の流下能力の向上に努められております。

今後の計画につきましては、本年度に気候変動の影響も考慮した遠賀川の河川整備計画の変更が予定されており、さらなる河道掘削等により河道の流下能力を増やし、流域治水を促進させる計画案と聞いております。飯塚市としましては、遠賀川の流下能力向上を図る上で、河道掘削による河川断面の確保は降雨時において多大な効果を発揮する手段と考えており、今年度に整備計画の変更が行われましても必要な河川断面が維持できるよう、継続的に河道掘削などの対応が実施されるよう、遠賀川を管理しております遠賀川河川事務所に対して強く要望していきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは私から、国、市へとなりますが、２点要望いたしたいと思います。

１つ目は、遠賀川河川事務所に対して要望していただきたいのですが、河川整備計画の変更において、河道断面維持のため、河道掘削などを実施されるとのことでございますが、遠賀川の河川敷においては、市民の散策やジョギングなど日常的な憩いの場として広く親しまれております。

しかしながら、近年の相次ぐ豪雨災害やそれに伴う増水の影響により、新飯塚橋から芳雄橋周辺、飯塚橋にかけての遊歩道両側に高く土砂が堆積したままの状態となっております。この影響により、極めて水はけが悪い状況が続いており、高齢者をはじめ、多くの市民が安全に利用しにくい状況が見受けられます。堆積した膨大な土砂を市単独の予算や人員で撤去、処分することは財政面の観点からも非常に困難であるのではと思いますので、今後、流域治水プロジェクト２．０において、防災とにぎわい創出を図る事業として計画されております飯塚かわまちづくり計画に合わせることなどにより、堆積土砂の掘削、撤去を行っていただき、人が川に触れ合える場の維持に努めていただきますよう、遠賀川河川事務所に対して要望をお願いいたします。

２つ目は、遠賀川における治水事業の確実かつ継続的な実施に対してです。飯塚市では、平成２２年度に策定された飯塚市防災浸水対策基本計画を基に今日まで市内各所において多くの浸水対策を実施され、被害軽減に向けた取組に努めていただいております。しかし、飯塚市の市街地の大部分は、遠賀川の堤防高より低い土地であり、ほとんどの排水が遠賀川へ流れ出ていることを考えると、やはり、本川である遠賀川の水位抑制のための対策は、内水被害の軽減には必要不可欠なことだと思います。まずは、国が施策として打ち出しております流域治水について、国、県や飯塚市をはじめ、遠賀川流域の官民の方々が流域治水に対するさらなる意識の向上を図り、協働して水害対策に努めることが肝要ですし、飯塚市におきましても、鯰田堰改修事業の早期完成に向けて、国との緊密な連携強化を図り、また、遠賀川の安定した排水能力の確保に向けた継続的な河道掘削などの河川整備の実施に対する国への要望等をしっかり行っていただき、安全で安心して住み続けられるまちの形成に努めていただきますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、「勝盛公園の整備状況について」お尋ねいたします。飯塚市には大小合わせて様々な公園がたくさんございますが、その中で、勝盛公園はどのような位置づけとなっているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

勝盛公園は、基幹公園として昭和３７年１０月１２日に都市計画決定された面積６．６ヘクタールの都市公園であり、本市を代表する都市公園の一つとなっております。また、中心市街地

に位置し、桜やツツジなど樹木に加え、池を中心とする水辺環境を有しており、散策やレクリエーション、花見など、市民の憩いの場として長年にわたり利用されております。特に、桜の開花時期には市内外から多くの方が訪れるなど、市民に親しまれるとともに、本市の魅力を発信する公園として重要な役割を担っているものと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　勝盛公園は市民の憩いの場であり、市内外から多くの方が訪れる公園でもあり、飯塚市を代表する公園の一つという認識でいいわけですね。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　勝盛公園は規模や立地、長年にわたる利用状況、桜などの景観資源を有していることから、本市を代表する都市公園の一つであると認識しております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　勝盛公園について、私も少しだけ調べてみたのですが、「市内で最も長い歴史を持つ公園であり、筑豊炭田で栄えた炭鉱の歴史や地域開発と深く結びついています」とありました。公園としての原点は、大正１０年に宮地嶽神社がある遊歩道を整備し、樹木や花々を植栽したことが公園の始まりだそうです。
　また、昭和１０年頃、麻生セメントの２代目会長であった麻生太賀吉氏が亡き父、麻生太吉氏を記念して、勝盛公園の隣接地、約８８９５坪を市に寄贈し、櫨山公園として整備され、小動物園やミニＳＬなどの遊具が設置され、市民の憩いの場として親しまれていたそうです。
　その後、昭和３２年に櫨山公園が「かつもり公園」へと改称され、昭和３７年に旧勝盛公園と一体化されたことで、現在の広い敷地を持つ「勝盛公園」が完成したとありました。
　私が幼き頃には、オクトパスという遊具に乗って遊んだ記憶や、また、ボートを漕いだ思い出、それに熊もいたと思いますが、市として把握してある勝盛公園のこれまでの整備や変遷についてはどのように認識されておりますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　勝盛公園は、長い歴史の中で、市民の憩いやレクリエーションの場として多くの方々に利用され親しまれてきた公園であり、その時々の社会情勢や市民ニーズに応じて施設や園路、広場などの整備が行われ、現在の公園へと継承されてきたものと認識しております。
　質問議員が言われますように、過去には遊具や貸しボートがあり、熊をはじめ、猿などの動物もいたようですが、整備から長い年月が経過していることから、当初施設の整備時期や内容、事業費等の詳細につきましては把握ができておりません。
　現在、確認できる資料の範囲では、平成１９年度から平成２１年度にかけて、勝盛公園の改良工事を実施しております。その概要といたしましては、平成１９年度に大型遊具２基の設置、平成２０年度に健康遊具１０基の設置及び外周フェンス、老朽化した熊小屋の解体、階段等の整備、平成２１年度に管理施設の整備及び園路の舗装、コンビネーション遊具２基の設置、照明施設の改良、指月橋の塗装、池のしゅんせつ工事を実施しております。
　近年では、公園施設長寿命化事業により、令和２年度にテーブルベンチ１基及びベンチ２基の更新工事、令和３年度から令和５年度にかけてベンチ１３基の更新工事、令和７年度にコンビ

ネーション遊具の更新工事を実施しております。
　また、市民の皆様に親しまれております桜につきましては、植樹から長期間が経過し倒木のおそれがある樹木につきましては植え替えを進めており、民間団体からの苗木の寄附を活用した植え替えも合わせて実施してまいりました。
　こうした改良工事や桜の植樹により、現在の勝盛公園の姿となっております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　勝盛公園は、長い年月の中で、池や遊歩道、駐車場など、公園としての利用形態に合わせて変化してきたものと思います。今後、市として、勝盛公園はどのような役割を持つ公園として維持管理していくお考えなのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　勝盛公園の役割につきましては、中心市街地にありながら、桜やツツジなど樹木や池を中心とした水辺環境を生かしながら、市民の憩いや散策、レクリエーション、花見など多様な利用ができる公園としての役割があると捉えております。
　また、本市を代表する公園の一つであることから、利用者の安全確保を基本としながら、既存の施設や景観施設を生かし、魅力ある公園として適切に維持管理してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　勝盛公園には池があり、水辺を身近に感じられる環境がありますが、この水辺の環境も含めて、市民が自然に親しむことのできる公園という認識でよいのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　勝盛公園には噴水や滝を整備した池があり、池の外周には遊歩道が整備され、親水性のある水辺の環境に加え、季節を感じることができる桜やツツジなど、様々な樹木の存在がより一層市民にとって、自然を身近に感じられる公園であると認識しております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　次に、菖蒲園についてのお尋ねですが、はっきりと時期は特定できませんが、私が３０代の頃ですから三十数年前になろうかと思いますが、勝盛公園で大規模な改修工事があり、そのときに池を埋め立て、駐車場として整備し、水に親しむ、要するに、親水をコンセプトに池の周りを回れる遊歩道の整備が行われ、たしか同時期くらいにパドドゥ・ル・コトブキの裏側ぐらいの所に立派な菖蒲園を造っていただき、菖蒲を楽しむことができていましたが、残念ながら、現在は菖蒲を見ることができません。いつから菖蒲の花が見られなくなったのでしょうか。
　菖蒲園にプラカードが２枚かかっており、１枚は２０１５年３月に植え込みと書いてあり、もう１枚には菖蒲の植え替え時期として２０１７年９月と記されております。ですから、少なくとも１１年前の２０１５年６月から７月頃までは菖蒲の花が咲いていたはずですが、把握されておりますでしょうか。
○議長（城丸秀高）

都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
菖蒲園につきましては、整備された経緯や内容、事業費、菖蒲がなくなった時期や理由などについては、現在、確認できる資料が残っておらず、詳細を把握することは困難な状況でございます。
また、過去に都市計画課に在籍した職員への聞き取りなどを行いましたが、菖蒲がいつまで咲いていたかについては明確な時期を特定することができませんでした。
一方、聞き取りによりますと、池の西側に菖蒲園として整備された区画があり、菖蒲の花が咲いていた時期には草抜きなどの維持管理を行っていたとのことでございます。
その後、平成２４年度頃から、梅雨時期の浸水対策の一環として池の水位を下げたことなどにより、菖蒲の育成に必要な水の確保が難しくなったことや、気候変動など、複数の要因が生育に影響したものと思われます。
また、菖蒲の再生を図るため、職員が植栽区画や水路の改良、株分けなどを行ったものの、再生には至らなかったとのことでございます。このようなことから、菖蒲が見られなくなった時期を明確にお示しすることはできませんが、水位管理や水の確保、維持管理、気候など、複合的な要因により徐々に菖蒲が見られなくなったものと考えられます。
○議長（城丸秀高）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
勝盛公園は地域屈指の花の名所であり、大正期の開園時から引き継がれた植栽文化により、現在では多数の桜やツツジが咲き誇る市内有数の花見スポットです。３月末から４月にかけて桜が咲き、４月から５月にかけてツツジが咲き、６月から７月頃には、以前、菖蒲園には花菖蒲が咲き誇っていましたが、今は一本もありません。
プラカードに書いてある年数でいけば、１１年前までは菖蒲の花は見ることができていたはずですし、菖蒲の花を育てるノウハウも継承できていたはずです。詳細を把握することは困難と言われましたが、勝盛公園の管理はどなたがなさっているのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
勝盛公園の管理につきましては、毎年度、入札により造園業者に維持管理業務を委託し、樹木の剪定や除草、清掃など、公園全体の維持管理を行っております。
一方、菖蒲園につきましては、草抜きなど一般的な維持管理は業務委託の中で行っていたようですが、菖蒲の株分けや植え替え、水管理など、菖蒲の育成に必要な維持管理については当時の嘱託職員を中心に行っていました。
○議長（城丸秀高）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
それでは、現在、菖蒲の花がないことだけは事実でございますので、今までの答弁によりますと、いつ頃からなくなったのかも分からず、誰かがやめようと言ったわけでもなく、財政的な面でもないとするならば、市内外の方々が楽しみにしていらっしゃる菖蒲の花をすぐにでも復活させていただきたいと思います。多額の金額を投じて、せっかく立派な菖蒲園を造ってもらっているのに、もったいないと思いませんか。菖蒲園の新設をお願いしているわけではありません。見解をお尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）
　質問議員のご指摘のとおり、過去には水辺に咲く菖蒲を植栽するための基盤が整備されていたにもかかわらず、現在、菖蒲が見られない状況につきましては、花の名所として残念であり、既存の公園施設を生かす観点からももったいない面があると認識しております。
　一方で、菖蒲を再生させるためには、植栽させるだけではなく、株分けや植え替え、水管理、除草など、継続的な維持管理が必要となります。そのため、まずは現在の菖蒲園の区画や水路の状態を確認するとともに、必要となる維持管理方法や費用について整理し、今後、菖蒲が復活できるよう、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　菖蒲を復活させるためには、単に菖蒲を植えるだけではなく、株分けや植え替え、水管理など、その後の維持管理についてもノウハウが必要ということは十二分に分かります。しかしながら、そういった事柄は全て承知の上で、多額の費用をかけて菖蒲園を造られていたわけですから、何とか菖蒲園を復活させていただきたいという思いでいっぱいでございます。
　そして、１１年前まではそのノウハウが引き継がれていたわけですが、現在はどなたも御存じないのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　過去に都市計画課に在籍した職員への聞き取りによりますと、当時、菖蒲の再生に取り組んだ際には、菖蒲に精通した嘱託職員を中心に植栽や株分け、植え替え、水管理などの維持管理が行われておりましたが、菖蒲の維持管理に関する専門的なノウハウが組織として引き継がれていたわけでなく、当該職員の退職後に、残念ながら、そういった知識や経験を有する職員がいない状態となっております。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
　知識や経験を有する職員がいなくなったとのことでございますが、そういった大事なことは、当然、継承していくべきだったのではないでしょうか。
　福岡県内にもみやこ町豊津花菖蒲公園など、花菖蒲を活用している公園がたくさんあります。豊津花菖蒲公園では、約５０品種、３千株、約４万本の花菖蒲が植えられ、「花しょうぶまつり」も開催されております。こうした県内の取組を実際に視察し、植栽方法や維持管理、さらにはイベント等を含めた活用方法について、調査してみてはいかがでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　質問議員が言われますように、県内にはみやこ町豊津花菖蒲公園などの事例がございますので、花菖蒲を活用している公園等の取組について、現地を視察するなどして、植栽方法や維持管理の方法、さらにはイベントを通じた公園の魅力発信について調査することも有効であると考えております。今後、こうした事例を参考にしながら、勝盛公園の環境に適した菖蒲の植栽や維持管理の方法について検討を行い、菖蒲の再生に向けて取り組んでまいります。
○議長（城丸秀高）
　２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）

数年前まではきれいな菖蒲が咲き誇っていて、今は全くありません。飯塚市では、花いっぱい運動を推奨され、市民と行政が連携して身近な環境に花を咲かせ、潤いやにぎわいのあるまちづくりを目指すことになっているわけでしょう。そういった観点からも、一日でも早く菖蒲園を復活させていただきたいと思います。

それでは次に、勝盛公園のアジサイについてお尋ねしますが、以前からアジサイなどの花木も親しまれてきたと思いますが、近年、アジサイの花が以前と比べて少なくなったとの声もあります。現在のアジサイの植栽状況について、市はどのように把握されておりますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

勝盛公園のアジサイにつきましては、植栽されている箇所や株の状況を確認しながら維持管理を行っております。正確な数は把握できておりませんが、以前と比べて開花の範囲が少なくなっています。その原因につきましては、樹木や株の生育状況、経年、日照、気象状況など、様々な要因が影響することから、現時点で花が少なくなった原因を特定することは困難でございますが、今後も現地の状況を注意深く観察しながら、必要に応じて適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

よろしくお願いいたします。

次に、樹木の点検についてですが、以前、同僚議員が質問されておりましたが、勝盛公園には多くの桜などの樹木がありますが、倒木等による事故を防ぐため、樹木医等による診断はどのように行っているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園内の樹木につきましては、職員による日常的な巡回や目視による点検を行い、樹木の状態を確認しております。また、樹木による事故を未然に防ぐため、昨年度から専門業者による樹木診断を実施しております。樹木診断では、樹木の枯れ具合や、木が傾いていないか、病害虫の発生状況などを確認し、倒木のおそれがないかなど、専門的に調査しております。

○議長（城丸秀高）

２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

診断の結果、倒木の可能性のある樹木や古くなった桜については、今後どのように対応していくのでしょうか。

また、勝盛公園は桜の名所として市民に親しまれていることから、桜を将来にわたって残していくための植え替えについてどのように考えておられますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

樹木の点検や診断等により倒木や枝の落下等の危険性があると判断した樹木については、利用者の安全確保を最優先に剪定や伐採等の必要な対応を行っております。

また、桜の植え替えにつきましては、老木化等により更新が必要となった場合には、既存樹木の状況や周辺環境、将来的な維持管理などを考慮しながら、植え替えについて検討してまいります。

勝盛公園は桜の名所として長年親しまれていることから、今後も桜の景観を維持し、次世代につないでいくことができるよう、適切な維持管理と計画的な植え替えを行ってまいります。
○議長（城丸秀高）
２０番　鯉川信二議員。
○２０番（鯉川信二）
よろしくお願いいたします。勝盛公園は大正時代から続く歴史と市民の思い出が詰まった本市を代表する大切な都市公園でございます。今回の質問を通じて、これまで公園が果たしてきた役割とこれからの維持管理における課題が改めて明確になりました。特に菖蒲園の再生につきましては、再生に向けて取り組む、他自治体の事例を視察、調査するとの力強いご答弁いただき、大変心強く感じております。
かつてのように、桜からツツジ、そして、菖蒲やアジサイへと四季折々の花々が咲き誇り、市民や市外からの訪れる人々を魅了する勝盛公園を取り戻していただきたいと思います。ノウハウの継承や水管理など課題はあるかと思いますが、市の花いっぱい運動の理念とも合致する取組でございますので、一日も早い復活に向け、スピード感を持った対応を強く要望いたします。
また、樹木の安全管理や老木化した桜の計画的な植え替えにつきましても、市民の安全を第一に考慮しながら、このすばらしい景観を次の世代へしっかりと引き継いでいただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。１７番　吉松信之議員に発言を許します。１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
事前通告に従いまして、「市役所の窓口受付時間の変更について」、「ＪＲ筑前大分駅周辺の大規模な未利用市有地について」、以上２件について、一般質問いたします。
それではまず、市役所の窓口受付時間の変更について質問いたします。市は２０２６年１０月１日から窓口受付時間を９時から１６時へ試行的に変更するとしています。働き方改革や業務改善の目的は理解します。その上で伺います。
今回の試行期間はいつまでを想定しているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
試行期間につきましては正式にいつまでとは決めておりませんが、まずは６か月程度行いまして、その間のデータ収集、分析を行いたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
今回の変更を試行として実施するのであれば、いつまでを試行期間とするのか、このチラシには全く書いてありません。終了時期が示されていないままでは、試行なのか、実質的な恒久実施なのかが分かりにくく、市民への説明としても十分とは言えません。
したがって、試行の終了時期と検証項目を明確にした上で進めるべきだと考えます。試行とい

う以上、終了期間と検証方法はセットで示されるべきです。
　来庁者数の時間帯別変化、待ち時間、苦情件数、オンライン利用率、職員の時間外勤務の増減など、具体的な検証項目を明らかにしてください。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　まず、本庁１階の市民課、医療保険課、税務課は窓口呼出しシステムを活用して機械的にデータ収集ができますので、時間別変化、待ち時間はそこで取得します。苦情件数は全庁的に現在でも集計を行っております。
　また、時間外勤務につきましては毎月データが出ますので、例年との比較を行っていきたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
　本庁と各支所の窓口業務については一律ではないと考えますが、その点についての検証を想定しているのか、答弁願います。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　本庁窓口では、例えば市民課であれば市民課の業務に特化した業務を行っておりますが、支所市民窓口課は市民課以外の様々な課の窓口業務を行っております。取り扱う業務の種類は確かに多ございますが、来庁者の数で比較しますと少なくなっておりますので、このあたりも考慮した中で検証していきたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
　本庁窓口は業務が多岐にわたっておりますので案内係の方が必要となるわけですが、支所においてはその業務をほぼ市民課の窓口で行っているわけです。つまり、その違いは歴然としているわけですから、その点もしっかり検証してください。
　そのことも含めて、もし２０２７年４月１日から本格実施を想定しているのであれば、その前に試行結果を公表し、議会に説明した上で判断すべきだと思います。
　市民意見の把握方法を含め、２０２７年４月１日以前に検証結果を示す考えがあるのか、お答えください。
　また、試行終了後にどの時点で、どの指標に基づいて継続、見直し、中止を判断するのか、お示しください。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　試行が本年１０月１日から始まりますので、１か月ごとのデータにつきましては総務委員会の特別付託事件となっておりますことから、委員会開催時において報告していきたいと考えております。
　また、本格実施につきましては現在のところ決めておりませんが、一年間で最も繁忙な３月、４月のデータを見定めながら、検証が必要だと考えております。
　最後に、どの時点で、どの指標に基づいてというご質問ですが、一つの指標だけで判断というのは難しいと考えておりますので、現時点では総合的に判断していくというところでご理解いた

だきたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
　私はこの件につきましては、試行として取り組む趣旨そのものは理解しております。金融機関等で受付時間の見直しが進んでいることも承知しております。しかし、金融機関は民間であり、経営判断による営業時間の設定が基本です。
　これに対し、市役所は住民福祉の向上を目的とする公的機関であり、住民にとって必要な行政サービスを公平に提供する責任があります。したがって、市役所の窓口時間の短縮は民間と同じ物差しではなく、市民サービスの維持向上、公平な利用機会の確保、そして十分な説明責任という観点から評価されるべきものと考えております。
　その上で、本件は総務委員会の特別付託事件となっておりますので、ぜひ委員会において本庁と各支所の窓口業務についても丁寧に議論を重ねていただき、市民の皆様の理解が得られるようしっかり取り組んでいただきたいということを要望いたします。
　次に、ＪＲ筑前大分駅周辺の市有地活用について質問いたします。ＪＲ筑前大分駅周辺には、議会答弁でも示されているとおり、約１２万３千平方メートルの大規模な未利用市有地があります。
　また、令和８年第２回飯塚市議会会議録でも、筑前大分駅徒歩１０分圏内の活用や博多駅まで電車で３０分という時間的価値に着目した議論が行われています。
　さらに、令和５年第６回飯塚市議会会議録では、筑前大分駅や道路インフラ、八木山バイパス４車線化などを活用し、移住や定住の促進につなげるべきとの議論も確認できます。
　このように、筑前大分駅周辺は交通利便性や将来性を持つ地域でありながら、大規模な市有地が十分に活用されているとは言い難い状況です。とりわけ、住宅地としての活用を考えた場合、水道供給能力が大きな制約になっていると伺っています。そこで、以下、順次質問いたします。
　まず、市は筑前大分駅周辺に存在する約１２万３千平方メートルの本市最大の未利用市有地について、現在どのような行政課題として認識しているのか、お尋ねします。
　さらに、この土地は単なる遊休資産ではなく、駅周辺の定住促進、地域活性化、税源の涵養、さらには都市構造の形成にも関わる重要な政策資産であると考えます。市としてこれまでどのような活用検討を行ってきたのか、併せてお示しください。
○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　ＪＲ筑前大分駅周辺に位置します、約１２万３千平方メートルの一体的で大規模な未利用市有地は主に財産活用課が所管している普通財産となっております。
　平成２１年第６回定例会の一般質問におきまして、この土地を含めた筑穂地区の市有地の活用に関して問われました際は、地理的に住宅用地としての活用が可能であること、市として具体的な方策はないが、民間主導による開発も含めて検討したい旨を答弁しております。また、令和元年第５回定例会では、質問議員より、この土地をぜひ飯塚市発展のために活用するよう要望をいただいていたところでございます。
　当該市有地の活用につきましては、隣接する私有地の所有権移転や共有名義の整理などの情報を得ましたことから、民間による開発が期待されると考えまして、財産活用課において市有地売却に向けた検討を重ねておりました。
　令和７年度におきまして、関係各課に売却及び宅地分譲地としての開発に際して想定される支障等の有無を照会しましたところ、上水道課より「浄水場、配水池の問題から、現在の施設では開発区域全域の給水はできないと考える」との回答があり、売却に際しては上下水道設備に大規

模な投資が必要となることが判明したため、売却に向けた検討を中断しております。
○議長（城丸秀髙）
　１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
　売却に向けた検討を中断していると。その理由が「市有地売却に向けた検討を重ねていたが、上水道課より、現在の施設では開発区域全体の給水はできないと考える」、こういう回答があったということです。それでは今まで何年もかけてきた議論や取組は一体何だったのかと、極めて残念です。行政としての計画性を疑わざるを得ません。
　それでは、上水道課の回答を踏まえた上で改めてといいますか、あえてこの市有地の今後の土地利用方針についてお尋ねします。市はこの筑前大分駅周辺の市有地を住宅地として活用する考えがあるのか、それとも住宅以外の用途を中心に考えているのか、基本的な方向性を明らかにしていただきたいと思います。
　また、もし住宅地としての活用可能性を検討しているのであれば、子育て世帯の定住促進、民間活力の導入、公共施設との一体的整備など、どのような政策目的を持っているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀髙）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　先ほどと繰り返しになりますけども、財産活用課においては、民間に売却した場合に宅地分譲地として開発される想定で検討を進めておりましたが、先ほど申しましたとおり、現在検討を中断しておりまして、具体的な活用等については今検討しておりません。
○議長（城丸秀髙）
　１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
　担当部署ではこれ以上対応できない、つまり宙ぶらりんの状態だということだと思います。
　それでは、論点を変えて水道供給能力の課題についてお尋ねいたします。私はこの市有地で住宅開発を行おうとするならば、有効宅地面積から単純に計算しても、５００戸程度の住宅分譲が可能となります。それに、隣接する民間所有の土地も同規模の面積がありますので、合わせれば１千戸前後となります。１千戸といえば本市にとって大フロンティアです。
　しかし、大分地区は水の供給の余裕が僅かしかないという回答を伺いました。もしそうであるならば、駅に近い大規模市有地であっても実際には十分な水の供給ができず、土地活用の大きな障害になっていることになります。
　そこでお尋ねします。市はこの地域における水道供給能力についてどのように把握しているのか、また、供給制約があるとすればその要因は何か、配水管の口径なのか、排水管の配水幹線なのか、配水池能力なのか、あるいは送水系統全体の問題なのか、技術的な要因を具体的にお示しください。
○議長（城丸秀髙）
　企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
　この地域につきましては長尾浄水場から水道水を供給しており、給水能力１日当たり２６６０立方メートルに対し７２立方メートル程度の余力しかございません。これを一戸当たり４人で計算した場合、約５０戸分程度となり、１千戸を賄うことはできません。
　仮に１千戸を賄おうとする場合は、１日当たり約１４００立方メートルの水源だけでなく、導水管、浄水場、送水管、配水池、配水管等一式の増強が必要となります。
○議長（城丸秀髙）

１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
問題は水ですね。飯塚市では水道事業の所管や料金制度を公表されております。水道インフラは個別開発だけではなく、全体計画の中で整理されるべき性質のものだと考えます。そのため、この問題も単なる開発可否の話ではなく、市全体の都市政策と水道事業計画をどう接続していくかという、そこが論点であると思います。
そこで、供給能力を引き上げるための整備の可能性についてお尋ねします。仮に現在の供給能力では大規模な住宅開発に対応できないのであれば、今後どのような施設整備を行えば供給能力の拡大が可能になるのかを明らかにしていただきたいと思います。
具体的には、必要となる工事内容、概算事業費、整備期間、整備後に見込める供給戸数をどのように考えているのか、お示しください。
○議長（城丸秀髙）
企業局次長。
○企業局次長（上野恭裕）
浄水場や配水池等の増強が必要となるとともに、水源に関しましては水利権の問題もございます。必要となる原水を別の水源地から導水する方法もありますが、その場合は飯塚市全体の給水計画や最適化計画を見直す必要がございます。その見直し内容によるため、現時点では必要となる工事内容等は把握できておりません。
○議長（城丸秀髙）
１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
ただいま飯塚市全体の給水計画や最適化計画を見直す必要がございますと、その見直し内容によるため、現時点では必要となる工事内容等は把握できておりませんと答弁されました。ということは、この質問は企業局にとって答えようがないということだろうと察しいたします。
しかし、ＪＲ筏前大分駅周辺には本市最大規模の未利用市有地があります。それは福岡都市圏にとっては垂涎の土地であります。このことを俯瞰してみるべきだと思います。
そして、その有効活用は地域活性化の面からも大変重要であります。市の資料でも筏前大分駅周辺の開発について、未利用地や公共公益施設の有効活用により地域の交流活性化を図ることが望まれているとされています。
今回、筏前大分駅周辺の課題を通して明らかになったのは上水道に余裕がないということです。そして、この問題は一地域だけの話ではなく、飯塚市全体のまちづくりの土台に関わる重要な課題だということであります。
大きなテーマが見えてきましたので、現段階でこの議論を続けても不毛の議論になりかねませんので、私の要望を発言させていただきます。
定住促進や企業誘致を進めるものであれば、水は最大のインフラです。住宅整備を進めても、企業に来ていただこうとしても、水の供給に不安があれば、まちの発展は前に進みません。
しかも、これは単に水の量を確保すればよいという話ではなく、災害時にも安定して届けられる体制をつくることまで含めて考えなければならない課題です。だからこそ、この問題を企業局だけに任せるのではなく、市全体の政策課題として受け止めるべきだと思います。
その取組として、人口が減少している現状から水が余るはずです。その水を広域で連携して集めるとか、新しい水源の確保として井戸の活用、それに対する新しい補助制度を設けるとか、必要であればダムを含めた議論まで、あらゆる可能性を排除せず、検討していただきたいと思います。
そして、定住促進と企業誘致のための水の量の確保を飯塚市の成長戦略の土台として位置づけ、企業局任せにせず、市全体で本気で取り組まれるよう強く要望いたします。

○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　０時５９分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。１２番　金子加代議員に発言を許します。なお、１２番　金子加代議員から質問に際して、パネルを使用したい旨の申出があり、議長においてこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　本日、３番目の質問をいたします金子加代です。
　通告では、質問を「１.飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」、「３.障害のあるこどもの保育について」、「２.こどもの地域社会への参加について」としておりましたが、順番を変えて、１番目に「障害のあるこどもの保育について」質問させていただきます。なお、項目１の「障害のあるこどもの保育の受入れの現状」については割愛させていただきます。
　では、医療的ケア児の保育の受入れ状況と課題について、質問させていただきます。国は２０１９年度から医療的ケア児の保育について地域での受入れ体制の整備を進め、２０２１年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。それにより、多くの自治体で医療的ケア児が保育施設に受け入れられるようになりました。
　まずは、現在の本市における０歳から５歳の医療的ケア児の保育の状況について、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
　市内保育所等において、医療的ケア児のお子さんを受け入れている施設はございません。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　状況の把握について、介護や療育施設に通っている人数を教えてください。
○議長（城丸秀高）
　こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
　市内で令和８年３月３１日現在、施設に通わず在宅にて介護を受けている児童は９人、療育施設に通っている児童は９人、計１８人となっております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　０歳から５歳までに１８人の医療的ケア児がいて、先ほど、市内での保育所では医療的ケア児の保育の受入れはないというふうに答弁されたと思います。
　受け入れている施設はないということなんですけども、では、市は、今後、受け入れる予定があるのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　こども未来部長。

○こども未来部長（榊　敏江）
　現在、受入れ体制を整えることができるよう準備を進めております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　２０２１年度から法律が施行されたということで、少し遅いのかなと思いますが、準備が進められているということで少し安心しました。
　今後のスケジュールや課題について教えてください。
○議長（城丸秀高）
　こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
　現時点では具体的なスケジュールをお示しすることはできませんが、課題としましては医療的ケアを行う看護師や集団保育をサポートする保育士等の人材の確保、施設や設備等の整備、受入れの要件や手順などを定めたガイドライン等関係規定の整備や受入れ施設の職員の知識習得や理解促進のための研修の実施などです。
　また、私立保育所で受け入れる場合を含め、財政的な支援が不可欠であるため、国や県へ補助金を申請する必要があります。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　では、受入れに当たって、今後どのように進めていく予定なのか。また、周知についてはどのように考えているのか、その考えをお示しください。
○議長（城丸秀高）
　こども未来部長。
○こども未来部長（榊　敏江）
　現在、関係規定の整備を行い、受入れ実績のある自治体を調査研究しながら課題の解決に取り組んでおり、まずは公立保育所１か所において受入れ体制を整えることができるよう準備を進めているところです。
　周知につきましては、事業が実施できる体制が整い次第、ホームページや関係機関を通じてお知らせしたいと考えております。なお、相談につきましては随時受付をしております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　まずは公立保育所１か所から医療的ケア児の受入れ体制を整えるということは、障がいのあるこどもの地域社会への参加、そして、インクルージョンを推進する上でも大変意味のあることだと考えます。
　私は医療的ケア児を含む障がいのあるこどもの保護者からお話を伺う機会があります。その保護者の中には就労していたけれども、こどもを受け入れる体制が整備されておらず、就労を諦めた方、また、ご自分の年休を時間休に変え、祖父母の支援を受けながら療育施設を利用して何とか就労を続けている方もいらっしゃいます。就労を諦めた方の多くは女性です。ジェンダー平等の視点からも障がいのあるこどもの保護者の労働権を守る、そういうことは大変重要だと考えます。
　まずは、公立保育所１か所からということも分かりますが、こどもの健康状態を考えると、その移動が本当に大変だと私は考えます。また、保護者の中には、１人目のこどもはある保育施設に入所させていた、２人目、３人目に障がいのあるこどもを入所させたいと思う場合もあるでし

ょう。将来的には、保護者が保育施設をほかの保護者と同様に選べるような体制を整備していただきたいと考えます。

再来月１１月から、来年度、２０２７年度の保育施設の入所の手続が始まります。医療的ケア児の保育施設、保育所受入れに当たっては、保護者や医療・福祉の関係機関との協議が大変重要になってくると考えます。ぜひ、２０２７年度には医療的ケア児の受入れ体制が整えられるよう、しっかり準備を進めていただくようお願いいたします。

では、「こどもの地域社会への参加について」質問させていただきます。本市は令和５年に施行されましたこども基本法、こども大綱を受け、飯塚市こども計画を策定しています。また、第２次飯塚市総合計画においても、「子ども・若者の健全育成」の中で、基本事業として、「子ども・若者の社会参加の推進」を掲げています。「子ども・若者の社会性や自主性を育むため、多様な体験活動の充実を図り、子ども・若者が積極的に社会参加できる機会の提供に努めます。」と明記しています。

そこで、本市はこどもの社会参加をどう保障していくのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

こども未来部長。

○こども未来部長（榊　敏江）

こども基本法の基本理念に基づき、本市のこども計画においてはこども・若者を権利の主体として尊重し、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会と社会参画の機会を確保することを目指して、こども施策を推進することとしております。

社会的活動に参画する機会の確保については、市の各担当部局が実施しているこども・若者を対象とする学習活動や各地区交流センターや、自治公民館で地域団体が実施している体験活動など様々なプログラムを提供することで、こども・若者が社会的活動への参加機会を確保し、こどもたちが安心して暮らし、健やかな成長ができる環境の整備を推進しております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

本市の各担当部局や各地区交流センター、自治公民館など地域団体が実施している学習活動、体験活動などで様々なプログラムを提供しているということで、自治公民館での活動について述べられました。

本市の現在の自治会加入率と自治会数をお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

直近の数値といたしまして、令和８年５月末の自治会加入率が４５．２４％、自治会数が２６６となっております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

自治会加入率が４５．２４％ということですが、では、現在の単位子ども会の設置数、単位子ども会の入会の人数等、分かればお答えください。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

単位子ども会の設置数につきましては、令和７年度実績で１０９となっております。なお、令和３年度は１３１、令和５年度は１２９でございましたので、設置数は減少いたしております。

また、単位子ども会の入会人数につきましては、年度単位での入会に伴う登録等を行っていない地区もございますので把握ができておりません。
○議長（城丸秀高）
１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
設置数は減少し、また、その人数は把握できていないということですね。
現在の自治会は２６６、自治会加入率は約４５％、そのうち、１０９の子ども会が設置されている。割合にすると、子ども会の設置率は４０％ぐらいだというふうに計算します。
単位子ども会の設置数が減少しているという答弁でしたが、言い換えれば、未設置の自治会が増加しているということですが、その理由についてはどのように考えられますか。
また、単位子ども会が存続できている地域や、子ども会の設置率が高い地域とそうでない地域があることについてはどのように分析されているか、お答えください。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
すみません、答弁の前に、先ほどの答弁を少し訂正させていただきたいと思います。単位子ども会の設置数について、令和５年度につきまして１１９とお答えいたしましたが、１２８でございます。申し訳ございません。
質問に対する答弁になりますが、子ども会が未設置である自治会数につきましては、令和３年度１４３、令和５年度１４５、令和７年度１５８と増加いたしております。
未設置自治会の増加につきましては、少子化や核家族化、習い事やこどもの遊び方などの生活の多様化、また、コロナ禍における団体活動の減少や居住区域内でのコミュニケーションの希薄化などが要因としてあるのではないかと推察しております。
単位子ども会の設置状況に関しましては、令和７年度の地区別の設置状況で申しますと、自治会数に対する子ども会数の比率が高い地区は立岩地区、菰田地区、幸袋地区、比率が低い地区は筑穂地区、頴田地区、二瀬地区となっております。
また、令和３年度と令和７年度の設置数を比較いたしますと、微増または設置数を維持できている地区につきましては、穂波地区、頴田地区、立岩地区、飯塚・片島地区、鯰田地区、減少している地区では、筑穂地区、庄内地区、飯塚東地区となっております。
これらの状況を鑑みますと、設置比率が高い、もしくは維持できている地区につきましては市中心部の自治会数が少ない地区に多く、設置比率が低い、もしくは縮小傾向にある地区につきましては、周辺部の自治会数が多い地区といった傾向が見られます。
○議長（城丸秀高）
１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
自治会数の減少につきましては、飯塚市独自の調査というよりも全国的な流れではないかというふうに考えます。
また、多くの地区について比較、検討していただいたことはよかったと思います。いろいろな状況があることがよく分かりました。これを踏まえて、今後の子ども会の在り方について考えていくべきではないかというふうに考えます。
では、現在の市の子ども会の全体的な組織について、説明をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
子ども会の組織でございますが、まず、基礎団体であります単位子ども会につきましては任意

組織でございまして、多くは自治会単位で組織、運営されております。
　各地区におきましては、単位子ども会を指導、運営している指導者が「子ども会指導者連絡協議会」を組織して、事業運営等を行っております。なお、この地区子ども会指導者連絡協議会は地区のまちづくり協議会の構成団体となっております。
　全市的な活動といたしましては、各地区の子ども会指導者連絡協議会の代表者によって「飯塚市子ども会指導者連絡協議会」が組織され、全市的な子ども会の事業を運営いたしております。
　なお、飯塚市子ども会指導者連絡協議会は福岡県の同種の組織に加盟しておりまして、筑豊地区や県単位の事業にも参加しております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　子ども会の組織は大きく３つから成っていて、基礎団体である単位子ども会、そして各地区においては子ども会指導者連絡協議会、そして、市の全体的な組織として飯塚市子ども会指導者連絡協議会、この３つの組織から成っているということが分かりました。そしてまた、それが筑豊地区や県単位の事業にも参加しているということですね。
　では、この単位子ども会に関する事業等に関して、どこの担当がどのように関わっているのか、説明をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　まず、まちづくり推進課の関わりについてご答弁させていただきます。まちづくり推進課におきましては、財政的支援といたしまして、子ども会指導者連絡協議会補助金を含む様々な各地域向けの補助金を統合したまちづくり協議会補助金をまちづくり協議会に交付いたしております。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　教育部では、生涯学習課において飯塚市子ども会指導者連絡協議会が実施する全市的な事業に関しまして、イベントや研修等に係る支援を行っております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　まちづくり協議会には市民協働部、そして、市全体の飯塚市子ども会指導者連絡協議会に関しては、教育部が関わっているということですね。
　では、それぞれの現状についての説明をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　各地区まちづくり協議会におきましては、こども関連の部会を中心にこどもまつり、サマーキャンプ、学習支援などの取組を実施しておりまして、地域内の全てのこどもたちが自由に参加できる環境づくりを推進しております。
　これらの好事例につきましては、１２地区まちづくり協議会が主催いたします「まちづくりフェスタ」での事例発表会や代表者会議等の場を通しまして積極的に情報共有を図り、他地区の取組をそれぞれの地域でも積極的に取り入れるなど、実践的な横展開を図っていただいております。
　市といたしましても、こうした地域主体のすばらしい取組がさらに発展していくよう、引き続きしっかりと支援してまいります。

○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　教育部では、飯塚市子ども会指導者連絡協議会におきまして、全市的なこどもまつりやボッチャ、かるたなどの大会の運営並びにジュニアリーダー研修等を行っております。
　当該協議会に対しては、これらの大会開催の業務委託や研修費の支援並びに大会運営や各種会議の人的支援等を行っておりまして、事業計画に沿った円滑な事業が運営されております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　第２次飯塚市総合計画には、協働のまちづくりの推進として、「それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進する」ということがうたわれています。誰もがということは、大人だけでなく、こどもも含まれているという認識だと考えます。
　しかし、こどもは大人のように社会的に力があるわけではありません。大人がしっかりこどもの協働できる場をつくることが大切だと考えます。今後、全ての市民と協働のまちづくりを進める上で、こどもが地域社会に参加できるようにするために、どのように取組を行う考えなのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　先ほど、こども未来部長が答弁いたしましたとおり、本市のこども計画におきましては、こどもが地域社会に参加する機会を確保していくこととといたしております。担当部局間で連携を取り、市の主催事業の活性化をはじめ、地域活動団体同士の相互連携の推進など、地域で活動する担い手の活性化も図りながら事業を推進しております。
　市民と協働のまちづくりを進める上で、こどもが地域社会に参加できる仕組みの構築につきましては、各地区のまちづくり協議会を中心としまして、地域活動の活性化が必要不可欠であると考えております。市の担当部局間の連携強化、さらに、所管する活動団体の支援を継続して行っていくことが必要であると考えております。
　これまでも各交流センターで自治会長を通じまして、子ども会についての相談を受けることもあり、内容に応じてこども未来部や生涯学習課など関係各課と連携し、解決に向けて支援を実施してまいりました。今後はさらに、こどもが地域社会に参加する機会の確保につきまして、市民、それから、市の関係機関、関係各課の連携強化に努めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　今回、この一般質問をするに当たり、単位子ども会や地区子ども会指導者連絡協議会、飯塚市子ども会指導者連絡協議会の方のお話を伺いました。皆さんがそれぞれ工夫しながら、子ども会の意義を感じながら活動されていることが大変よく分かりました。
　一方、子ども会に入りたいがどこに連絡してよいのか分からないという声、ほかの子ども会がどんな活動をしているのか知りたいという声も聞きました。
　ここで協働という点で私から３つ提案させていただきます。
　１つ目は、地域のこどもの社会参加や子ども会について、自治会やまちづくり協議会や子ども会の皆さんと現状を共有すること。私は何より、子ども会は地域コミュニティー活性化の鍵だと考えます。
　２つ目は、子ども会についての情報の収集と発信です。名古屋市やほかの自治体のホームペー

ジでは、子ども会の加入方法や子ども会の内容について詳しくまとめられています。市民の方や子ども会に関係する方が様々な視点で共有することができます。

３つ目は、自治会やまちづくり協議会に関わっていなくても、こどもや若者、そして、子育て中の保護者が地域の枠を超えて主体的に活動できる仕組みの構築です。こども・若者、そしてその保護者が遊びやスポーツ、音楽、文化等の共通する目的で事業ができれば、社会性、自主性が育めるのではないかというふうに考えます。

本市でも、それぞれの部局でできることを考えていただきたいと心から思います。これまでこどもの地域社会への参加についてるる述べてまいりましたが、最後に、「こどもまんなか社会」の実現のために、市長の考えをお願いいたします。

○議長（城丸秀高）

こども未来部長。

○こども未来部長（榊　敏江）

繰り返しの答弁になりますが、担当部局間で連携を取り、市の主催事業の活性化をはじめ、地域活動団体同士の相互連携の推進など、地域で活動する担い手の活性化を継続して行っていくことが重要であると認識いたしております。

また、こども計画を策定する際に、嘉飯圏域の２市１町と飯塚青年会議所との連携によるワークショップの実施や、こども家庭庁が推進している「こどもまんなか社会」の実現に向けた圏域内の企業と連携した子育て支援の取組の推進などを通して、子育てがしやすい地域となるよう機運醸成を図っていくことも必要であると考えております。

そのような認識の下、こども家庭庁が全国に展開している「『こどもまんなかアクション』リレーシンポジウム」を来年２月にイイヅカコスモスコモンで開催する予定としており、現在、準備を進めております。こうした取組も並行して行いながら、こどもが地域社会に参加する機会の確保について、市や地域で活動する団体の皆さんとの連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

こどもの地域社会への参加というのは本当に大人がつくっていかなければできないと考えます。

また、これだけ自治会加入率が減少している中、将来の大人になるこどもたちが地域社会に参加するため、自治会の加入率を上げるためには、自治会がこどものことをしっかり考えるような仕組みをつくることが何より大切だと考えます。ぜひ、しっかり考えて取組を進めてください。

この質問は以上で終わります。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後　１時３１分　休憩

午後　１時３９分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

それでは、３つ目の質問をさせていただきます。３つ目の質問は、「飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」です。

初めに、見直しスケジュールの進捗状況について質問させていただきます。６月の議会で、一

般廃棄物処理基本計画の見直しに係る業務スケジュールをお示しいただきました。本日はその後の進捗状況について確認させていただきます。

６月の協働環境委員会では、スケジュールが「ごみ組成分析調査」と「一般廃棄物処理基本計画」とで分類され、示されておりました。まずは、ごみ組成分析調査ですが、「調査項目の整理」、「調査の実施」、「調査報告書の作成」というふうに分けてありました。その実施状況についてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ごみ組成分析調査でございますが、まず、不燃ごみにつきましては本年６月２５日に実施いたしました。可燃ごみにつきましては６月２６日を予定しておりましたが、雨天が続きましたことから含有水分量の影響を考慮し、７月２３日に実施したところでございます。

なお、可燃ごみの調査項目としましては、厨芥類、紙おむつ、古紙類、缶・瓶類、ペットボトル、製品プラ、容器包装プラ、その他資源、可燃ごみに排出された不燃ごみ、古布・古着について調査を実施しております。また、不燃ごみは、不燃ごみ、不燃ごみに排出された可燃ごみ、古紙類、缶・瓶類、ペットボトル、製品プラ、容器包装プラ、その他資源、不燃ごみ、古布・古着について調査を実施しております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

では、調査報告書の作成についてはどのような状況でしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

先ほどの答弁にもありましたとおり、雨天の影響によりごみ組成分析調査が約１か月遅れましたが、調査報告書の作成につきましては、当初予定のとおり、９月末に作成予定となっております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

では、一般廃棄物処理基本計画の見直しの進捗状況について、「既存計画の見直し箇所の整理」、「ごみ減量化に向けた施策の検討」、「素案の作成」、「市民等からの意見聴取」、「ごみ減量化目標値の再設定」と、項目別にスケジュールが組まれておりました。この進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

「既存計画の見直し箇所の整理」につきましては、減少傾向にあるごみ排出量や新たな分別収集品目の検討を進めておりますことから、ごみ減量化に伴う施策、ごみの削減目標及び目標値なども含め見直しを行うよう整理いたしております。

また、現時点では検証が困難な目標値の設定がなされております部分もありますことから、今回の見直しに際しましては、どのような手法で検証していくのかも検討し、計画に反映していきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）
　では、「ごみ減量化に向けた施策の検討」の進捗状況はいかがでしょうか。６月に示されたスケジュールでは、９月の協働環境委員会にて素案が報告されるというような予定になっていたと記憶しておりますが、どのようになっているのかお示しください。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　令和８年７月１３日から８月７日までの約１か月間、「一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査」をインターネット、本庁、各支所、各交流センター窓口で実施し、現在、集計を終えたところでございます。
　また、ふくおか県央環境広域施設組合及び関係市町と共同での無作為抽出による、一般市民を対象とした「ごみ排出量削減に関する住民意向調査」については、抽出件数等の調整を終え、２市１町で実施する予定としており、調査期間は９月１７日から１０月２３日までと、ふくおか県央環境広域施設組合より伺っております。
　併せまして、医療機関等を対象とした「使用済み紙おむつの再資源化に関する意向調査」を本年９月１日から１８日まで実施しており、約１５０施設を対象に調査を行っております。
　ごみ減量化に向けた施策の検討に関しましては、６月の協働環境委員会でお示ししましたスケジュールからは若干遅れておりますが、現計画における既存施策につきましては、改定後の計画におきましても引き続き推進してまいりたいと考えております。
　なお、新たな施策の設定に当たりましてはアンケート調査結果を勘案する必要があると考えておりますので、各アンケート結果集計後、検討してまいりたいと考えております。
　また、本計画に市民の皆様の意見を反映することを目的に市民意識調査を実施したこともあり、現在、素案の作成までは至っておりません。素案の作成後には速やかに報告させていただきたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　６月にお示しいただきましたスケジュールの中には、これら３つのアンケートについては掲載されておりませんでしたが、施策の検討の一環として３つのものをやったという認識でよろしいでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　検討の一部に反映させていきたいという考えでございます。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　そのために素案の作成等が遅れているということで――、分かりました。
　では今、一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査が行われたということでの答弁でしたが、回答者の数や男女別の内訳について、併せてお尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査については、インターネットによる回答者数は４５５人、本庁、各支所及び各交流センターに紙で回答いただいた方が１２６人、計

５８１人でございました。男女別の内訳としましては、男性が２１６人、女性が３５４人でございました。
なお、回答者数と男女別内訳の総数に相違がありますが、紙ベースの調査で男女の記載をなされていない方がおられたことが要因となっております。
また、年代別の内訳といたしましては、２０歳未満が１名、２０歳代が１０名、３０歳代が２９名、４０歳代が７９名、５０歳代が１１９名、６０歳代が１５７名、７０歳代が１４３名、８０歳以上が３５名となっております。
○議長（城丸秀高）
１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
まだホームページ等ではこの市民意識調査の結果が見られませんけども、公表についてはいかがお考えなのか、お示しできますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
精査が終わっておりますので、今後、速やかにホームページ等で公開してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
「ごみの減量化について、市に対するご意見やご要望」という問いもあったかと思いますが、それについてご紹介ください。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
問１７につきましては２２７件のご意見を頂いており、最も多かったものはごみの分別種類の細分化、リサイクルの促進に関するご意見であり、ごみの分別やリサイクル品目を増やしてほしいとの内容を含むもので、５２件でございました。次に、新ごみ処理場に対する意見が４１件、ごみの出し方に関することが２５件でございました。
○議長（城丸秀高）
１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
ごみの分別やリサイクル品目を増やしてほしいという内容を含むものが５２件あったということですね。分かりました。
本市の現計画の中にはごみの減量化という施策があります。その施策としましては、「レジ袋、過剰包装の削減」、食材の使い切り・食べ切り・水切りの取組である「3切り運動」、そして、生ごみの発生を抑制する「食品廃棄物・食品ロス」を施策としております。
このアンケート調査では、ごみを出さない取組として家庭が行っていることを調査されたと思いますが、どのような結果だったでしょうか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
「ごみを出さない取組として、家庭で行っていることはありますか」の問いに対しまして、市民の皆様から頂きました回答項目といたしましては、「買物のときは、マイバックを持って行っている」、「レジ袋や過剰包装は断るようにしている」という回答が約９０％、「生ごみは、よ

く水を切ってから出している」という回答が約５４％、「適量をつくり料理の食べ残しはしないようにしている」という回答が約４５％、「余分に買い過ぎず、必要な物だけを買うようにしている」という回答が約４３％、「外出するときは、マイボトルやマイ箸を使用している」という回答が約３９％というような形であっております。これは複数回答を認めておりますので、パーセントに関しまして１００％にはなりません。

そのような市民の皆様が行われております、ごみの減量化に伴う対策に対するご意見をアンケート調査では頂いております。マイバック持参の浸透など、市民の皆様の意識が高まっているものと感じております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

市民の皆さんの協力あってのごみの取組だなというふうに感じます。本市の一般廃棄物処理基本計画の中でごみ処理基本計画の基本理念が示されています。その基本理念には、「ごみ発生抑制に向けた住民・事業者・行政による循環型社会の構築」があり、基本方針では、「住民・事業者・行政が協働・連携した３Ｒの推進」、「再生利用・再資源化の推進」、「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」となっております。

それらに照らし合わせて、このアンケートから分かったことは何でしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

今回のアンケートにより、市民の皆様のごみ減量化に対する意識の高さを認識することができたと考えております。

質問議員が申されますように、本市の一般廃棄物処理基本計画の中でごみ処理基本計画の基本理念、基本方針が示されております。その基本理念、基本方針につきましては、行政がごみの適正な収集・運搬・処理・処分を行うことは当然のことでございますが、それを行う上で、ごみの発生抑制に向けた施策の重要性、また、その施策は行政だけではなく市民の皆様との連携が必要不可欠であるということが、今回のアンケートで、市民の皆様より、ごみの分別種類の細分化、リサイクルの促進について多くのご意見を頂いたことで再認識することができました。市民の皆様より様々なご意見を頂いております。そのご意見について検討し、本計画の見直しに活用させていただきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

計画策定に関して、先ほどのご答弁では、６月の協働環境委員会で示されたスケジュールから、今後、スケジュールの変更について考えておられるということですが、もう少し詳しくお尋ねいたします。スケジュールについて教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

先ほどの答弁ともかぶるところがございますけども、雨天によるごみの組成分析調査の順延等によりスケジュールに遅れが出ている部分もございます。先ほど申しました各調査等の調査結果を参考にして素案の作成を行い、その後、パブリックコメント方式での市民意識聴取を行う予定としており、スケジュールにつきましても、今後、見直しを行う方向で整理をしております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）
なかなかスケジュールが思うようにいかないというところだと思いますが、しっかり調査をすることが何より必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
また、本市の一般廃棄物処理基本計画には、環境省が提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」の評価内容が記載されております。「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」には、市町村は、一般廃棄物処理システムの改善・進歩の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を住民に公表することとされています。
今般、一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たりまして、所管課においてこの評価支援ツールを活用して計画策定時と最新のデータの比較をされていることと思いますが、どのような変化があったのか、ご答弁願います。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
環境省が提供しております市町村一般廃棄物処理システム評価ツールでは、令和６年度実態調査結果まで公表されております。また、本市の現計画に記載されておりますのは、平成３０年度の本市のごみ処理量等から算出された数値でございます。
令和６年度分と平成３０年度分を比較して申し上げますと、人口１人１日当たりごみ総排出量は平成３０年度が９６８グラムであったものが、令和６年度は８９３グラムで、７５グラムの減であり、市民及び事業者の皆様によるごみ減量化への意識による成果となって現れているものと捉えております。
次に、廃棄物からの資源回収率につきましては、ごみ１トン当たりとなりますが、平成３０年度が０．１３４トンであったのに対し、令和６年度は０．１６７トンで、０．０３３トンの増。
次に、廃棄物のうち最終処分される割合は、ごみ１トン当たり平成３０年度が０．０２２トンであったのに対し、令和６年度は０トンで皆減となっております。これは令和２年度末でクリーンセンター内にございます最終処分場の溶融飛灰の埋立てを終了したことによるものでございます。
次に、人口１人当たり年間処理経費は、平成３０年度が１万６０９７円であったのに対し、令和６年度は２万５６０８円で、９５１１円の増。人口１人当たりの年間処理経費は年々増加傾向にあり、物価高騰による燃料費や人件費の影響と考えております。
最後に、最終処分減量に要する費用は、平成３０年度が１トン当たり４万５２７５円であったのに対し、令和６年度は７万１５１１円で、２万６２３６円の増となっております。これにつきましても、令和２年度末でクリーンセンター内にございます最終処分場の溶融飛灰の埋立てを終了したことにより、溶融飛灰を大牟田市にございます処理業者で山元還元による処理を行っていることが原因と捉えておりますが、こちらにつきましても物価高騰等による燃料費や人件費の影響もあるものと考えております。
次に、類似団体と比較いたしました偏差値で申し上げますと、人口１人１日当たりごみ総排出量は、平成３０年度は４４点でございましたが、令和６年度は４２．９点、廃棄物からの資源回収率は、平成３０年度は４３．９点でしたが、令和６年度は４７点、廃棄物のうち最終処分される割合は、平成３０年度は５８点でしたが、令和６年度は６１．７点に、人口１人当たり年間処理経費は、平成３０年度は３７．８点でございましたが、令和６年度は２４．４点に、最終処分減量に要する費用が、平成３０年度は４３．４点でしたが、令和６年度は３４．３点となっております。
いずれの項目も標準偏差値である５０点を超えることができれば、類似団体と比較して良好な状態との判断に至るものでございますので、リサイクルの促進等によるごみ排出量の削減などにより改善を図っていくべきだと考えております。

○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　残念ながら、この標準偏差値の５０点を超えるというのはなかなか厳しい状況だなというふうに思います。超えているのが廃棄物のうち最終処分される割合で、平成３０年度が５８点だったのが令和６年度が６１．７点、それ以外は全て５０点以下というなかなか厳しい状況です。
　特に、人口１人当たりの年間処理経費がもともと３７．８点と低い状況であったけれども、令和６年度は２４．４点という最低に近い点数だったという状況だということですよね。これを標準偏差値で５０点を超えるというのはかなり努力しないといけないし、何より、しっかり何が悪いのか、どこが標準偏差値までに届いていないのかを分析する必要があるというふうに感じます。
　今までこの５項目を言われましたが、平成３０年度と令和６年度を比べると、人口１人１日当たりのごみ総排出量は７５グラムの削減というふうに言われました。私もこの評価支援ツールでいろいろ分析させていただきました。類似団体と比較したもので言いますと、類似団体は平成３０年度から令和６年度までで、７２グラムの減少となっています。
　ということは、飯塚市は３グラム頑張って減らしたということではありますけども、先ほどおっしゃいましたけども、飯塚市の平成３０年度の１人１日当たりのごみの量９６８グラムが８９３グラムになったということですが、この８９３グラムも標準的な令和元年度には追いついていないという状況ですよね。なかなか厳しい状況だということがこの支援ツールでよく分かります。特に、人口１人当たりの年間処理経費が偏差値でいうと２４．４点となかなか低い数字です。これだけかかっている理由をどのように分析しているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
　市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
　人口１人１日当たりの年間処理経費につきましては、廃棄物処理に要する総費用を計画収集人口で除した額となっております。
　先ほど答弁いたしましたが、人口１人１日当たりごみ総排出量は平成３０年度が９６８グラムであったものが、令和６年度では８９３グラムで、７５グラムの減であり、市民及び事業者の皆様によるごみ減量化の意識が成果となって現れているものと捉えておりますが、令和５年度より、施設の再編により市内全域の可燃ごみをクリーンセンターで一括処理を開始したことから、それに伴う設備点検整備を実施したことも要因の一つと考えております。
　また、物価高騰による燃料費や人件費等の影響もあるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
　久しぶりにパネルを作ってみました。人口１人当たりの年間処理費の対比です。赤い物が飯塚市の人口１人当たりの年間処理経費です。小さくて見えないかと思いますが、私が支援ツールでした結果によりますと、先ほど１万６千円だと言われましたけども、支援ツールだと平成３０年度は１万８９９９円、そして、令和６年度は２万４６０８円となっておりました。この１万８９９９円から２万４６０８円、大きな伸びがありますよね。
　それに対して、類似団体の平均の人口当たりの年間処理経費、この青のグラフで示していますが、もともと１万３４１８円が、令和６年度は１万４９９９円、約１５００円しか変わってないんですね。この差、青の伸びと赤の伸び、これを人件費や燃料費だけを原因と言っていいのでしょうか。もっと分析しなくちゃいけないんじゃないかなと思います。平成３０年が１万８９９９円、もともとが高い。この理由は何かということもしっかり考えなくちゃいけないのではないかなというふうに思います。

人口１人１日当たりのごみの年間処理経費、１人１日当たりということは、人口で考えますと、令和６年度は飯塚市の人口は１２万４千人くらいだと思うんですけど、それを掛けますと約３１億８千万円になります。これがもし類似団体の平均１万４９９９円だったとしたら、１８億６２５０万円ということになる。年間で赤のままだったら３１億円に行くけども、平均だったら１８億円、年間で１３億円の差があるという計算になります。

本市がどうして廃棄物処理に対する費用がほかの団体に比べて大きいのか、また、かかる費用の伸びがどうしてここまで大きくなるのか、しっかり考えるべきです。リサイクルはもちろんのこと、ごみ処理に係る項目、収集・運搬・処理・処分について点検し、しっかり分析する必要があると考えます。市長の考えをお聞きいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

今、質問議員のほうがグラフで示していただきましたけども、先ほども答弁させていただきましたけども、市内全域の可燃ごみをクリーンセンターで一括処理を開始したこととか、それに対する設備点検整備を実施したことも要因の一つと考えております。

ただいま質問議員がお示しされましたように、本市の廃棄物処理に要する費用は年々大きくなっているものでございます。繰り返しになりますけども、これにつきましてはごみ処理施設の集約化に伴う設備点検整備費用等が増額したことも要因の一つと考えておりますが、質問議員が申されますように、今後、リサイクル、ごみ処理に係る項目、収集・運搬・処理・処分についても整理してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

１２番　金子加代議員。

○１２番（金子加代）

令和６年度に１日１人当たり２万４６０８円がかかっているということを市民は知らないと思うんです。知らない間にこれだけかかっている。もし、飯塚市がリサイクルをしっかりやり、運搬や処理、処分についてしっかり検討したなら、もっとこれが下がるはずです。この青の線はあくまでも平均値です。同じ類似団体で、これよりももっと低いところもあるんです。

私が令和４年度とか令和５年度で計算しましたが、人口１人当たりの年間処理経費は令和４年度、令和５年度、最低レベルでした。偏差値でいうと１９点ぐらいになったときもありました。これがどういうことを生み出すのか、市長はしっかり考えていただきたい。１２万人以上の市民がこれだけの負担をかけているということをしっかり考えて、今こそ、計画をしっかり見直すべきだと思います。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後　２時４５分　休憩

午後　２時５６分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。１８番　吉田健一議員に発言を許します。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

質疑通告に従いまして、今回、「地域活動とまちづくり協議会について」質問いたします。

総務省によりますと、地域運営組織（まちづくり協議会）については、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織

が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」で、令和６年度、全国には８１９３組織が形成され、市町村の参加数は８９３市町村であり、７年度については８５８７組織、３９４団体の増加、市町村数は９０３団体で１０市町村の増加で、全国で活動が行われております。

「″人材・資金・情報″の３つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し」し、地域コミュニティーに関する現状・課題について、「自治会等の加入率の低下、担い手不足により活動の持続可能性が低下する一方、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が必要」だと発表されております。

飯塚市においても人口減少、少子高齢化、核家族化など急激な社会変化、複雑になる市民ニーズ、そういった問題に対して行政の対応が困難な状況になり、この問題を解決するため地域で活躍している団体や個人をつなげ、自治会をはじめとする様々な団体で構成し、地域コミュニティーが活性化する組織を協働で、市内１２地区全てにおいてまちづくり協議会が設立、運営されております。

そのような中、活動の基本となる団体について伺います。自治会、隣組の活動について、自治会の加入世帯数及び加入率は現在どのようになっているのか、お願いします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

直近の数字で申し上げますと、令和８年５月末現在、世帯数６万４６３８世帯に対し、加入世帯数２万９２４０世帯でございまして、加入率４５．２４％となっております。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

残念ながら加入世帯数は半数以下のようです。

次に、近年の加入率の推移について、お答えください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

過去５年間の加入率で申し上げます。令和３年５月末現在が５４．２８％、令和４年５月末現在が５２．７０％、令和５年５月末現在が５０．１７％、令和６年５月末現在が４８．４８％、令和７年５月末現在が４６．４２％となっておりまして、毎年一、二％ずつ減少している状況が続いております。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

確かに、年々加入世帯の減少が続いております。そのような中、自治会はどのような事業を主体に行っているのか、お示しください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

自治会の活動といたしまして、防災・防犯灯など、地域の安全や身近な生活環境の整備及び管理、また、公園や区域内の環境美化活動、こどもや高齢者の見守り活動、また、地域住民の親睦を深めるお祭りや運動会など、様々な活動が行われております。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）
日頃何も問題なく生活しているときには、自治会や隣組の大切さに気がつきません。しかし、高齢者の見守りや最近多発しているこどもを狙った犯罪、台風や大雨の浸水、地震等災害のとき、もしもというときにはご近所の人たちが助け合うことがとても大切です。
そのような中、市民の加入世帯は減少していますが、飯塚市職員の加入状況についてはどのようになっていますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
令和７年度末に実施いたしました職員アンケートの自治会加入率は７３．２％となっておりまして、令和４年度に実施いたしましたアンケート結果の７２．３％と比較いたしますと、０．９％の増となっております。
しかしながら、実施期間が年度末であったことなどから回答者数が極端に少なかったことを踏まえまして、本年度開催予定といたしております協働のまちづくりをテーマとしました全職員研修において、再度同様のアンケートを実施し、職員の自治会加入状況の把握に努めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
アンケートの回答者が少なかったようですけど、今年度、全職員研修で同様のアンケートを取るということですので、お願いしておきます。
市職員の自治会加入への協力体制には職員の皆様、各自自覚を持って地域活動に参加するように、協力をお願いいたします。
自治会加入世帯が減少する中、市として自治会、隣組の加入促進についてはどのように取り組んでおられますか、お答えください。
○議長（城丸秀高）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
加入促進の取組といたしまして、交流センターをはじめとしました市内公共施設へのポスター掲示、また、のぼり旗の設置、自治会加入促進チラシの窓口配架、宅建協会等への依頼、小中学校への出前授業などを行っております。
また、市役所窓口におきましても、転入者に対して随時、自治会加入の案内を行っており、特に転入者が多い年度末及び年度初めの休日開庁日には、窓口におきまして自治会加入案内ブースを設け、加入案内を行っております。
併せまして、今年度より新たな取組といたしまして、オンラインを活用した自治会加入の電子手続を開始いたしております。具体的には、これまでは転入者に市役所及び交流センターにおきまして紙媒体で訪問承諾書の提出をお願いし、自治会長が訪問いたしておりましたが、新たに電子申請による手続が可能となるよう、２次元バーコードをスマートフォン等で読み込み、自治会加入等申込みフォームに必要事項を記載し送信することで電子申請を可能とするもので、加入手続の簡素化を図っております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
次に、自治会の活動である防犯灯の管理について、市内の防犯灯の設置状況について、お願いします。

○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　市内には約１万２６００本の防犯灯が設置されております。その内訳といたしましては、市が約２７５０本、自治会が約９８５０本でございます。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　その中で自治会が行う防犯灯の管理はどのようにされていますか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　自治会が設置している防犯灯は自治会で電気代を負担していただいております。防犯灯の故障や不点灯の不具合が発生した場合には連絡をいただき、市で修繕を行っております。
　また、自治会から新規設置要望がございましたら、飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業分担金条例に基づき設置費の一部を分担金として頂いております。
　共架式に設置する場合は１灯当たり１万５千円、ポール式に設置する場合は１灯当たり５千円を自治会に負担していただいております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　防犯灯の設置者が電気代を支払っておりますが、年間幾らぐらいになるのでしょうか。
　また、防犯灯の修繕にかかる費用については市負担ということですけど、委託料についてはどのぐらいになるのか、お答えください。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　１灯当たりの年額電気料金は約１９８０円でございます。市負担金額としましては約５４５万円、自治会負担額は約１９５０万円でございます。
　また、新設、修繕等に係る委託料は約６６０万円でございます。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　自治会加入者数減少により、電気代が負担となって防犯灯を撤去されている自治会があると聞き及んでおります。夜間における安全な通行と犯罪防止のため、道路を照らす防犯灯の維持は地域の安心・安全を守るために必要であります。
　今後も防犯灯の維持管理を続けていくため、何らかの自治会の負担が軽減できるような方策を検討していただけますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　今後の防犯灯の維持管理につきましては飯塚市自治会連合会自主防災部会と協議を行っております。その部会からも、自治会に対する何らかの支援制度を設けてほしいとの要望が出されております。何らかの手だてに取り組まなければ、現状のままの防犯灯の維持は難しいのではないかとは認識しております。

引き続き、自主防災部会と関係課と協議を行ってまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
総務部長から防犯灯の継続は難しいという認識があるということでお答えいただきました。
その中、自治会の加入率が減少して、令和８年５月末で４６．４２％と５０％を切っておりますが、地域の安全を守る防犯灯は雨の日も風の日も変わらず安全を照らしています。電気代は各世帯より徴収した会費または組費の中から支払っておられます。世帯数が減りましても地域の防犯灯の数は変わりません。電気代の支払いに苦慮し収支が成り立ちませんので、自治会の加入、未加入世帯がある中、加入世帯の負担を上げることについては現実あり得ません。
自治会、隣組組織の崩壊にもつながりますので、防犯灯の担当所管は防災安全課ですけど、自治会加入者による資金不足が原因であります。この防犯灯事業は自治会活動、まちづくり活動の一環であります。今、来年度予算要求の時期でもありますので、地域活動助成の方向で、別枠で何とか考えられませんか、お願いします。
○議長（城丸秀髙）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
質問議員が言われます防犯灯の自治会の電気代負担について、自治会加入率が減少の一途をたどっていますので、何らかの自治会の支援をというご意見でございます。
先ほど総務部長が答弁いたしましたように、我々としましても自治会連合会の理事さんあたりとの協議を重ねてまいっております。その中で、やはり自治会は地縁組織の中で一番重要な、住民に身近な組織・団体と考えますので、何らかの手だてを考えていく必要があるという部分は当然認識しておりますので、これにつきましても、自治会連合会理事会の皆様と、また、関係各課と協議して進めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
よろしくご検討のほどお願いいたします。
次に、まちづくり協議会の各種団体活動について、従来のまちづくり協議会から法人化して交流センターの指定管理者となった二瀬、幸袋地区のまちづくり協議会の現状について、どのようになっておりますか、お答えください。
○議長（城丸秀髙）
市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
一般社団法人の法人格を取得しまして指定管理者となった両まちづくり協議会におきましては、従来の地域活動に加えまして、交流センターの管理運営を行っております。
指定管理の交流センター職員の業務といたしましては、直営の交流センターと同様に施設の貸し館業務や維持管理業務、センターでの社会教育事業などでございます。
また、雇用職員の人事管理や経理処理などと併せまして、法人組織としての事務についても担っておられます。
現在の状況といたしましては、４月からの新体制が始まったばかりであることから、まずは日々の安定した施設運営と確実な法人事務の遂行に軸足を置いて取り組まれているところでございます。
市としましても円滑な運営に向けて引き続き随時サポートを行いながら、しっかりと寄り添ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　交流センターの指定管理委託料の金額やどういった経費が含まれるのかについて、お伺いします。委託料の差があるのであれば、その理由も併せてご説明ください。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　交流センター指定管理委託料につきましては、二瀬につきましては３２２１万３千円、幸袋につきましては２９２６万７千円となっております。指定管理の経費につきましては主に施設を管理運営するための人件費と施設管理費となっておりまして、２地区の委託料の差につきましては、それぞれの交流センターの利用状況等の差異による職員数の違いが主な理由でございます。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　それでは確認ですが、法人の指定管理委託料は施設の管理経費と人件費との説明ですが、飯塚市直営の交流センターと同様、施設の貸し館業務や維持管理業務、センターでの社会福祉教育事業を実施しておりますとの答弁でしたが、運営助成については変わらないのでしょうか。その点だけ確認をお願いします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　二瀬、幸袋地区のまちづくり協議につきましても、ほかの１０地区と同様、指定管理委託料とは別に、まちづくり協議会の補助金については交付いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　それでは、なぜその２つの法人、二瀬、幸袋が法人格を取得したのか、お答えください。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　指定管理を受けるに当たりまして、地域で何度も協議を重ねられ、管理運営業務を円滑に行うために、これまで以上に組織としての責任や社会的信用が求められることから、両まちづくり協議会が自ら判断いたしまして法人化したものでございます。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　その２法人については自らが希望してやったということで、今スタートして間もないわけですけど、その法人化についてのメリット、デメリットについてどのようなものがあるのか、どういう認識なのか、お答えください。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　まず、法人化のメリットから説明させていただきます。１つ目は法人の存在や代表者などにつきまして、法務局の登記情報で確認することができるため、団体としての社会的信用や対外的な

信頼性が高まること。２つ目は法人名義で土地や建物、車両などの資産を取得し登記することが可能になること。３つ目は法人名義で銀行口座を開設することができること。４つ目は法人が雇用主となることで雇用される職員が安心して働けるということ。最後、５つ目は組織として責任の所在や意思決定を明確にすることができることでございます。

これらは指定管理者として交流センターの指定管理を行う場合に、施設の管理だけでなく職員の雇用、契約、会計処理など、組織として責任を持って対応することが求められるため、大きなメリットであると考えております。

一方、法人化のデメリットでございますが、法人となりますと定款や規約、各種規程などに基づき適正な組織運営を行う必要があり、これまでの任意団体としての活動と比較して、一定の制約や事務が増えることになります。

また、法人としての会計処理、税務申告、さらに、職員を雇用する場合には給与支払いだけでなく、社会保険や労務管理についても法人として適切に対応することが必要となります。

このように、法人化することで事務負担と運営の厳格化などが増える側面もありますが、これこそが組織の社会的信用につながるとそれぞれのまちづくり協議会が判断されたものであり、市といたしましてもその意思を尊重しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

それでは、法人化したことで始まった事業は何かございますか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

法人化したことに伴いまして新たな事業展開ということで、実質的には交流センターの指定管理業務となりますが、市に提出されました事業計画書におきましては、効率的な運営によって生み出された原資、成果を地域への還元やサービス向上に循環させることとなっております。

具体的には、二瀬まちづくり協議会では「交流センターマルシェ」や地域農家と連携した「軽トラ市」を、また、幸袋まちまちづくり協議会では「地域困りごと支援」など、それぞれの地域特性やニーズに応じた新たな取組が計画されております。

市といたしましても、こうした主体的な取組が施設のさらなる活性化につながるものと期待いたしております。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

指定管理者で新たな事業も始まったとのことです。先ほどお答えいただいたように、市として円滑な運営に向けて随時サポートしながら、従来の地域活動に加え、交流センターの管理運営をしっかりと寄り添って行ってください。

飯塚市全体の１２地区まちづくり協議会の主な活動団体についてはどのようになっていますか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まちづくり協議会は、地域の実情に応じて自治会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子ども会、ＰＴＡ、学校関係者、消防団、体育振興会など、地域で活動する様々な団体で構成されております。

各団体が持つ知識や経験を生かしながら、防災、福祉、こどもの見守り、環境美化、世代間交流など地域課題の解決や住みよい地域づくりに向けた活動に取り組んでおられます。

○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　その中で特色ある活動があれば、ご紹介ください。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　各まちづくり協議会では地域の課題や特色に応じまして様々な活動が行われております。
　例えば、大学生等と連携しました夏休みの学習支援におきましては、こどもたちの学びを支えるとともに地域との交流や次世代育成につなげている取組もございます。
　また、日常の困り事を解決する「お助け隊」の活動やこども食堂などの居場所づくりによりまして、見守りや支え合いのネットワークが形成されております。
　さらに、民間企業等と連携しました草刈りや樹木伐採など、協働による環境美化活動も広がっております。
　このように、各まちづくり協議会の活動はそれぞれの地域の課題を解決するため、地域の人材や資源を生かした主体的な取組が進められております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　そのような事業を進めるため、まちづくり協議会の運営費と補助金についてどうなっているのか、お願いいたします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　各まちづくり協議会の運営費につきましては、市から交付しております補助金を主な財源としながら、地域の実情に応じて自治会等からの負担金や民間企業からの寄附金なども活用し、主体的な活動が展開されております。
　市の補助金につきましては、各地区の人口や自治会数などを基に算定いたしておりまして、地域課題の解決や地域コミュニティーの維持・活性化に必要な活動経費として活用されているというふうに認識いたしております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　先ほど、自治会加入の状況で近年の自治会加入状況の推移を伺いましたが、各まちづくり協議会では自治会加入率が減っている状況において、地域の各まちづくり協議会の自治会の負担金収入が年々減少しています。
　そのような中、まちづくり協議会への飯塚市の補助金も減額されています。この点についてどのようにお考えですか。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　協働のまちづくりは本市にとって最優先で推進すべき重要な取組の一つであると認識いたしております。
　本年度は質問議員が言われますとおり、まちづくり協議会の補助金につきましては減額となっておりますが、次年度に向けては地域の活動成果の可視化・数値化を進め、協働推進の必要性を

明確にした上で、さらなる協働を推進するための予算確保に向けて努力してまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　各地域での特色ある活動の質問についてのお答えで認識されているこども食堂の事例について、ここで紹介いたしたいと思います。
　飯塚東地区まちづくり協議会では、こども食堂、名称については「ひがし食堂」ですが、隔週水曜日、登校前の児童さんに、おにぎり、パン、チーズ、バナナ、飲料の提供をしており、年４０回の開催で、１人当たり５００円掛ける５０名の開催を予定しておりましたが、今年度当初より８０名を超えるような児童さんが来場されております。
　飲食物は食品衛生法の厳守のため、近隣のコンビニ業者より調達されておりましたが、こども食堂運営費捻出のため、こども食堂の運営ボランティアの方が早朝４時半より交流センターの会場準備後にスーパーを回り、飲食物を提供するため活躍されております。
　その中、私は今年５月の飯塚東地区まちづくり協議会の総会に出席しまして、令和８年度、飯塚市よりの事業補助総額が１４１万３１８０円、令和７年度が１７３万５千円ありましたので、補助額についてはマイナス３２万１千円の減額であり、それに伴いまして、このひがし食堂の年間事業費は令和７年度予算が８９万３１０５円あったものが、重要事業にもかかわらず、令和８年度は７７万５千円に減額しなくてはならない状況にあります。
　事業継続のためには何らか別途の支援が必要だと思いますが、その点についてお答えをお願いします。
○議長（城丸秀高）
　市民協働部長。
○市民協働部長（小川敬一）
　質問議員が言われましたように、ひがし食堂につきましてはご紹介ありましたように、担っていただいている方が早朝から準備されておられますことは、我々も定期的にお伺いして存じ上げております。
　先ほど申しました各まちづくり協議会の補助金が減額になっておりますことに関しましては、本年度既にまちづくり協議会補助金の来年に向けての積算について、担当課のほうでいろいろ精査しているところでございます。これにつきましても早い段階で関係各課と協議しまして、先ほど申しましたように、まちづくり協議会への補助金の増額に向けて取組を煮詰めていきたいと考えております。
　質問議員が言われます別建ての補助金ということでございますが、現在、市民協働部におきましてはまちづくり協議会の補助金、それから、チャレンジング補助金等市民活動団体の補助金もございます。そういうことも総体的に考える必要があるというふうに認識いたしております。
　また、今年度のひがし食堂の減額の関係につきましては、また違った財源、県の補助金等、歳入の確保―――、まちづくり協議会のほうでそういう視点で努力もしていただきまして、また、地域の住民からの寄附とか企業さんからの協賛金など、いろいろ歳入確保の観点で取組をされて、何とか事業ができている状況ということは我々も把握いたしております。
　本市の財政状況も非常に厳しい状況でございますので、やはり今申しましたまちづくり協議会の補助金、この中でどういう形の部分でできるか、また、市以外の補助金とかあらゆる総体的な考えの下、本当にいい取組であるひがし食堂については、今後、引き続き長く続けられるような支援について、我々も地域の方、担い手の方と一緒になって考えていきたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
飯塚市条例第１１号、飯塚市協働のまちづくり推進条例では第２章に、「市民等、活動団体及び市の役割」ということで、第１０条第１項には、「市は、市民等及び活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。」、第１０条第２項には、「市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。」と条例ではこうなっております。
週に１度ですが、ひがし食堂が隔週開催されることにより、こどもたちには連帯感が生まれ、飯塚東小学校では不登校児童数はゼロになっております。一人もいないということです。
私のほうから活動事例について紹介いたしましたが、このような重要事業について、まちづくり協議会の補助金と必ず別建てで、必要事業については予算を確保していただきたい、このようなことをお願いし、この質問は終わります。
次に、「空き家、空き地の適正管理について」伺います。空き家、空き地の件数について伺います。管理が行き届いていない、雑草や雑木が生い茂っている空き地に関しては市内に多く存在し、なかなかその件数を把握することは困難であると認識しておりますが、中にはそのような土地周辺にお住まいの方から苦情、相談が市に多く寄せられているのではないかと思います。その件数は年間でどのくらいありますか、お答えをお願いします。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
空き地に関する苦情、相談件数につきましては、直近３か年で申し上げますと、令和６年度が２９７件、令和７年度が２５２件、令和８年度は８月末現在になりますけども、１１５件となっております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
苦情、相談の内容についてお答えをお願いします。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
空き地に関する苦情、相談の内容といたしましては、草木の越境に関するもの、擁壁等構造物の劣化に関するもの、空き地への不法投棄に関するもの、大雨等による土砂崩れ等の災害の心配などといった内容となっております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
次に、その対応についてはどのようにやられていますか。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
空き地に関する苦情、相談についての対応といたしましては、まず職員が現地確認を実施し、状況を把握いたします。その後、土地の所有者を調査し、所有者宛てに現況写真を添付した適正管理に関する文書を発送し、草刈り等の対応を依頼しております。
なお、土地所有者が現場の近くにお住まいの場合は、直接訪問して適正管理を依頼している場合もございます。

○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　それでは次に、空き家についてお尋ねします。本市における空き家の現状把握はどのようになっていますでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　本市では空き家状況を把握するため、住宅・土地統計調査結果に加え、平成２８年度に市内全域の公営住宅及び共同住宅を除く全ての建築物を対象に空家等実態調査を実施し、３４８６戸の空き家を確認いたしました。
　その後、調査から５年が経過したことを踏まえ、令和４年度から６年度までの３か年で、平成２８年度の調査データに基づく市職員による実態調査を実施いたしました。
　その結果、所有者等による自主建て替えが２７６戸、自主解体が４９５戸、居住が確認されたものが７０９戸、継続して空き家であると判定されたものが２０２７戸となっております。
　また、本調査において新たな空き家として１５８戸が確認されていることから、合計で２１８５戸が空き家であるとの結果となっております。
　さらに、令和７年度において、平成２８年度の実態調査以外の空き家として令和６年度までに相談等の寄せられた５７５戸について調査を実施し、建て替えが２４戸、自主解体が７３戸、居住が確認されたものが６６戸、継続して空き家であったものが４１２戸、さらに、新たな空き家として５２戸が確認されたことから、合計で４６４戸が空き家であると判定され、令和４年度以降の実態調査結果と合わせた合計は２６４９戸となっております。
　なお、令和７年度中におきましても１６１件の新たな空き家に関する相談があっておりますことから、表面化した空き家を対象とする市職員による調査のみでは市内全域に潜在する空き家状況を短期間で漏れなく把握することは難しいため、市民等から寄せられている情報などを活用しつつ、今後も実態調査を継続し、空き家等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　それでは、空き家に関する相談件数とその内容を併せてお答えください。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　空き家等に関する相談件数につきましては、直近３か年で申し上げますと、令和６年度が３３６件、令和７年度が３７０件、令和８年度は８月末時点で１６６件となっております。
　空き家等に関して寄せられている相談内容といたしましては、草木の越境・雑草の繁茂等、建物の老朽化、スズメバチなどの害虫発生、ごみの散乱などによる苦情相談や所有者等からの空き家の解体や空き家の利活用に関する相談などとなっております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　そのような相談、苦情を受けられた場合、どのような対応を行っているのか、お答えください。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）

空き家等に関する苦情などで近隣住民等から相談があった際には、まず職員が現地調査を実施し状況の把握を行っております。調査後、税務課へ所有者調査や戸籍等による相続人調査を行い、特定した所有者や相続人に対して、当該空き家等が周辺に影響を与えている箇所の写真を添付の上、適切な管理に関する文書を送付しております。

文書送付後に所有者等から反応があれば助言を行い、反応がない場合は再度文書を送付するか、県内であれば訪問を行っております。助言の際は空き家の利活用や除却など、今後の方向性の確認や各種制度の活用方法などを案内するとともに、適切な管理を求める指導を行っております。

空き家の適切な管理につきましては、第一義的には所有者等の責務であることから、粘り強く所有者等へ働きかけをすることで問題の解決を図っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

空き地に関する相談、苦情の内容といたしまして、草木の越境に関するものや擁壁等構造物の劣化に関するもの、不法投棄に関するものが多いということです。

空き家については草木の越境・雑草の繁茂、建物の老朽化、ごみの散乱等の相談が多いとのことでしたが、最近の温暖化と、雨が降らなくても雑草の繁茂については土があるところであれば、すごい勢いで成長しています。

そこで、公用地についての適正管理の観点からお聞かせください。市の管理する公園の管理状況について、お答えをお願いします。飯塚市には大小合わせて多数の公園が市内各所に設置されておりますが、その公園の種類と個々の件数についてはどのようになっておるのか、お答えをお願いします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市が管理する公園の管理状況についてお答えいたします。令和８年４月１日現在、本市が管理する公園は全体で３１３か所ございます。内訳といたしましては都市公園が６５か所、児童遊園が４９か所、開発遊園が１３６か所、そのほかの公園が６３か所となっております。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

市内には都市公園、児童遊園、開発遊園、その他の公園が約３００か所あるということですが、おのおのの公園の管理担当部署はどのようになっているのか、お願いします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市が管理する公園につきましては、公園の種類に応じて管理体制を分けております。都市公園につきましては、本庁の都市計画課が管理を行っております。児童遊園やそのほかの公園につきましては、本庁都市計画課と各支所経済建設課が連携して管理を行っております。

また、開発遊園につきましては、ほかの公園とは設置の経緯や管理の在り方が異なり、地域に密着した公園であることから、基本的に地域の皆様に草刈りなどの環境整備にご協力いただいている状況でございます。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

公園の種類や設置場所によって本庁や支所など管理部署が分かれ、また、開発遊園については

地元の方々に日常的な維持管理を行っていただいているということですが、その維持管理の方法はどのように行われているのでしょうか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　維持管理の内容といたしましては、市民の皆様が安全で快適に利用していただけるよう、草刈りや樹木の剪定、遊具などの施設の点検・修繕、必要に応じた遊具の更新など、適切な維持管理に努めております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　本庁や支所による管理や地元の皆さんに日常の管理をお願いするなどして維持管理を行っているとのことですが、管理にも限界があり、管理不足による苦情や要望等があるのではないかと思われます。その件数、苦情内容、要望等についてどのようになっているのか、お願いします。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　公園の管理に関する苦情や要望につきましては、年間を通じて一定数寄せられております。
　過去３年間の状況を申し上げますと、令和６年度は苦情・要望１８１件、令和７年度は１３０件、令和８年度は８月末時点で６３件となっております。
　その内容といたしましては、草刈りや樹木の剪定などの維持管理に関するもののほか、遊具やベンチ等の公園施設の不具合、雑草や樹木の繁茂、ごみの不法投棄、害虫に関するものなど様々なものがございます。
　寄せられた苦情や要望につきましては、現地を確認した上で緊急性や危険性などを考慮し必要な対応を行っております。
　今後も本庁、各支所及び地元の皆様との連携を図りながら、公園の適切な維持管理に努めてまいります。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　それでは次に、市が管理する未利用地の管理に関して、市民から何件ぐらいの相談や苦情が入っておりますか。お願いします。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　山林やのり面等を含め市が管理しております未利用地につきましては、普通財産として主に財産活用課が所管しておりますので、そちらに寄せられます相談や苦情の件数について、お答えいたします。
　直近３か年の相談及び苦情の件数としましては、令和６年度は２５件、７年度は４３件、８年度は８月末時点で３６件となっております。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　相談件数が年々増加しているようですが、相談、苦情の主な内容についてどのようなものがあるのか、お願いします。

○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　電話や窓口に寄せられる相談や苦情の主なものとしましては、市有地に草が生い茂っている、市有地から伸びた草木や竹が住宅の敷地内まで侵入している、通行車両や歩行者の妨げになっているなど、草刈りや樹木の伐採に関するものが最も多くなっております。
　そのほかには、市有地ののり面から流入した土砂や落ち葉等の撤去や市有地内に不法投棄されたごみの回収に関するものがございます。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　草刈り、伐採等の依頼や相談が多いとのことですが、相談、苦情に対してどのような対応をなされているのか、また、対応件数についてもお答えください。
○議長（城丸秀高）
　行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
　まず、相談、苦情等のありました現場を確認しまして、財産活用課所属の業務員が対応可能な場所については、草刈りや樹木の伐採等の作業を行っております。
　業務員での対応が難しい急傾斜地や広範囲にわたる草刈り及び樹木伐採につきましては、業者に委託して対応しております。
　対応件数につきましては、以前から毎年度実施している箇所を含め、直営では令和６年度が６４件、７年度が１１７件、８年度が８月末現在で８４件、業者委託につきましては令和６年度が３４件、７年度が２３件、８年度が予定も含めて２５件となっております。
　また、草刈りの実施箇所を減らすために防草シートの敷設も行っておりまして、令和６年度が６件、７年度が６件、８年度が予定も含めて４件となっております。
　年々対応件数は増加傾向にありますが、市民の皆様からの相談、要望には速やかに対応するとともに、適切な時期の草刈り作業等により未利用地の適正管理に努めているところでございます。
　また、一定規模以上で利活用が見込める未利用地につきましては、管理経費の縮減と歳入確保の観点から、売却に向けた取組を進めているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
　公園と市所有の未利用地の適正管理でお伺いしましたが、ほかにも道路や学校、その他様々な公共施設においては市民の皆様からの相談、要望に速やかに対応するため、軽微な場所では直営の業務員で草刈り、伐採を行っているという答弁もありました。
　各所管での相談、要望等の対応件数は増えてきております。その中で、都市建設部の本庁、各支所の直営班の活動状況についてはどのようになっていますか。
○議長（城丸秀高）
　都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
　今ご質問にありました直営班、いわゆる業務員なんですけども、都市建設部における苦情や要望についての対応につきましては、土木管理課では業務員を本庁に集約し、本庁及び支所管内の苦情等に対応しているほか、そのほかは業者への委託により対応を行っているというふうな状況でございます。
○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
各部署、数がかなり増えてきて、私ども議員のほうにもかなり多くのご相談、ご意見が届いております。市民の相談、要望に対応するため、職員さんについても業務多忙で、直営班もなかなか難しいと。また、金銭的問題もありますので、各所管を抜きにした直営部隊を創出できるような方向で考えていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
質問議員がおっしゃられるように、先ほど質問のありました道路であったりとか学校であったり、各所管の管理部署につきましては、いわゆる根拠法であったりとか管理権限の整備、そういったところも必要になってくるのかなと思っております。
それぞれの所管についてはそれぞれの予算の範疇の中でやっておりますので、課題としては予算の目的外支出の制限であったりとか、そういったところの整理も必要になってきますので、そういった課題の整理を含めまして慎重な判断が必要になってくるというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
ご説明いただいたように難しいとは思いますが、まずは都市建設部だけでの事業、これができるようにご検討をお願いします。
次に、老朽危険家屋の状況についてです。先ほど、空き家の相談内容について、所有者から空き家の解体に関する相談が寄せられているということでしたが、本市には老朽危険家屋解体撤去補助金がございますが、この内容についてもう一度確認させてください。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
まず、老朽危険家屋解体撤去補助金制度の対象となる老朽危険家屋について説明しますと、社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業の定義に基づき、住宅地区改良法に規定されている不良住宅で、居住等していないことが常態であるものを言います。
そのため、空き家所有者等から相談があった場合、相談者の空き家が老朽危険家屋の定義に該当するかどうか建物の状態を調査し、「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」に基づき評価いたします。
具体的には、国土交通省住宅局住環境整備室が示しております「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」において、住宅地区改良法施行規則における住宅の不良度の判定基準に基づいて定められており、最高評点２６０点に対して建築士の外観目視による不良度評定の合計点数が１００点以上となるものを「不良住宅」として認定いたします。この評点が判定基準を満たす家屋の解体工事に対し、補助対象経費の２分の１以内、５０万円を上限として補助金を交付しております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
それでは、その補助金を活用した空き家の解体実績について、どのようになっていますか。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）

本制度による空き家の解体実績につきましては、過去３か年におきまして、令和５年度が６件、令和６年度が１８件、令和７年度が２０件となっております。

なお、本制度につきましては平成２８年度より実施しており、令和７年度までの１０年間に１６７件の空き家の解体を行っております。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

老朽危険家屋解体撤去補助金の内容や実績についてはよく理解しました。

先ほど答弁された苦情等に対して指導を行っており、対処されず周辺に著しい悪影響を及ぼす危険な家屋と判定される場合、「特定空家」と認定する基準や手順についてもお示しください。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

まず、認定基準につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第２条第２項に掲げる４つの状態、保安上の危険性、衛生上の有害性、景観の阻害及び生活環境への悪影響の観点から、建物の老朽化状況や周辺環境への影響など現地の状況を確認した上で、国のガイドラインに基づき総合的に判断することとなり、本市におきましては老朽危険度判定の結果が１００点以上であることを目安としております。

次に、認定に至る手順となりますが、所有者等に対して通知等による助言、交渉を重ねてもなお改善が見られず、そのまま放置すれば倒壊等により周辺に悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合に、現地での老朽危険度判定を実施いたします。

その上で、所有者等の事情にも十分配慮しつつ、地域の生活環境を守るという公益的な観点をもって慎重かつ適正な手続を経て、認定を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

次に、本市における特定空家の認定件数やその後の対応状況についてはどのようになっていますか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の特定空家等につきましては平成２７年度から認定を開始しており、これまでに３７件を特定空家等として認定しております。このうち、所有者等により３１件が自主解体され、代執行や緊急安全措置により５件が解体撤去となっております。残り１件につきましては継続して所有者等と協議を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

次に、令和５年度、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により新たに定義された「管理不全空家」について、本市における認定状況についてはどのようになっていますか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市におきましては、これまで管理不全空家等の認定実績はございません。

○議長（城丸秀高）

１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
管理不全空家について、本市では認定実績がないということですが、その理由と今後についてどのように考えているのか、お願いします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。
○都市建設部長（大井慎二）
管理不全空家等の認定に当たりましては、建物の状況や周辺環境への影響等を総合的に判断する必要があることから、現在所有者等に対する助言、指導を優先し、適正管理を促している段階であり、これまで管理不全空家等の認定に至っておりません。
今後につきましては、国が示すガイドラインや既に認定実績を有する県内の先進自治体の事例を参考に、本市における基準等の整備を進め、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
管理不全空家を認定することで、市町村が勧告を行えば住宅用地特例制度の減免措置が解除になり、固定資産税が増額することからも抑止力につながると私は考えますので、よろしくお願いいたします。
次に、相続登記の義務化について、令和６年度より相続登記が義務化されておりますが、その効果についてどのようになっているのか、お願いいたします。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
まず、全国的に所有者不明の土地が増加し、周辺環境の悪化や公共工事の阻害になるなど、大きな社会問題であったことを受けまして、国において不動産登記法の改正が行われ、相続登記については、令和６年、２０２４年４月１日から義務化となっております。これにより、相続人は土地、建物を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記を法務局に申請する必要がございます。また、正当な理由がないのに期限内に申請をしない場合は１０万円以下の過料が科せられることがあるとされております。
登記異動が行われた場合、法務局から本市へ通知がございます。そのうち、相続登記された人数について申し上げますと、令和５年は建物が７９６人、土地が１１７４人、令和６年は建物が９４５人、土地が１２５３人、令和７年は建物が８０４人、土地が１１０３人となっております。
相続登記の義務化の効果でございますが、令和７年４月に法務大臣がこの件で記者会見を行っております。その中で、相続登記の件数は令和２年度が１１４万件でその後順調に増加し、令和５年度は１５０万件を超え、令和６年度は１２月までの９か月で約１２０万件ということで、前年度同期比で９％増加しているということであり、相続登記の義務化の効果は着実に上がっているという発言があっておりますので、この発言からしましても義務化の効果はあるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
それでは次に、今後の対応についてですが、空き家に対する対策の方向性についてはどのように考えているのか、お尋ねいたします。
○議長（城丸秀高）
都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）
本市では飯塚市空家等対策計画に基づき対策を推進しており、具体的には空き家の実態調査、空き家の適切な管理の促進、空き家の利活用の促進についての取組を行っております。
先ほども答弁いたしましたが、空き家の適切な管理につきましては、第一義的には所有者等の責務であることから、粘り強く所有者等へ働きかけをすることで解決を図り、空き家対策を効果的かつ効率的に推進してまいりたいと考えております。
しかしながら、空き家対策に当たり困難な課題もあり、相続が行われておらず所有者等の判別に期間を要することや、所有者等が判明した場合であっても、遠縁であり対応困難なケースが見受けられます。
放置された空き家は老朽化することで倒壊のリスクが高まり、市民の安全を脅かすことが懸念されているため、担当課としましてはこういった困難事例が一つでも減るように、まずは実態把握に努めるとともに、これまで以上に相続登記の必要性や空き家の適正管理、利活用の促進を進めるためにも、相談会やセミナーの開催及び交流センターでの出前講座など空き家予防の啓発活動に力を入れ、新たな空き家や管理されていない空き家を生まない取組に一層努めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
次に、空き地の対応としましては、先ほどの答弁で所有者を調査して、適正管理に関する文書を送付し、草刈りなどの対応を依頼するということでしたが、一度文書を送付しても対応していただけない事例はあるのではないかと推察しております。そのような場合、何度でもというところで、２回目、３回目と所有者に対する対応はなされておるのでしょうか、お答えをお願いします。
○議長（城丸秀高）
市民環境部長。
○市民環境部長（田中善広）
ただいま質問議員がおっしゃいますとおり、文書を送付しても対応していただけない、また、市への連絡もないといった所有者さんもいらっしゃいますので、そのような場合につきましては、雑草等の繁茂の状況も日々変化いたしますので、必要に応じて最新の現況写真を添付して、２回目、３回目の文書を発送するなどの対応を図っているところでございます。
○議長（城丸秀高）
１８番　吉田健一議員。
○１８番（吉田健一）
個人所有物件の適正管理は、苦情箇所の写真を添付の上、適切な管理に関する文書を送付し、所有者が対応しない場合、何度も通知をされているということです。
また、県内であれば訪問指導にお伺いしておられます。粘り強く所有者への働きかけを行っていることについては承知いたしました。
しかしながら、中には何度通知しても一向に対応しない所有者もいらっしゃるのではないかと思っております。特に、遠方の所有者の場合は、市としましてもこれから先の対応については大変苦慮されるのではないかと推察しております。
そこで提案ですが、そのような場合、市で所有親族等の調査を実施していただき、その親族に対してこれまでの状況を説明して、適正管理について親族内で検討していただくだけでも解決に向けて進んでいくのではないかと、私は考えております。ぜひそのような対応について検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午後　３時１０分　休憩

午後　３時１１分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。２８番　道祖　満議員に発言を許します。２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　質問通告をしておりました内容について一般質問をさせていただきますけど、今回は、くどいようですけれど、「小中学校体育館への空調設備の整備の取組状況について」の確認でございます。
　もともと、この空調設備の取組については、数年前から、放課後児童クラブの関係者から、この暑い夏の間にこどもたちが思うように動きが取れない、クーラーの効いた教室の中でじっとして時間を過ごしていると。本来ならこどもたちは活発に動き回るところ、この暑さの中で動きができないと。ですから、児童クラブの遊戯室に空調設備、冷房を整備してもらえないだろうかというような話から、いろいろ熱中症対策の取組についてお尋ねして、要望してきたところでございます。
　その結果として、国では小中学校体育館への空調設備の整備をしていくという方針を出しましたので、これに基づいて、飯塚市でも取り組んでいただきたいということを要望し、本年度の予算に空調設備整備のための予算が計上されました。このことについては、市のほうの取組に対して感謝申し上げるところでございます。
　まず１点目、改めて、この整備の目的は何なのか。また、北九州市でも今年度から取り組むようで、小中学校の体育館に空調設備を整備するため、市販の空調設備を数台取り付け、その効果を確認する状況がテレビでニュースとして報道されておりました。御覧になっておるかと思いますけれど、このような中で、現状の飯塚市での小中学校体育館への空調設備の整備に向けた状況はどうなっておるのか、確認させていただきたいと思います。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　ただいま議員のほうからご紹介のありました、北九州市における公民連携を活用した家庭用エアコンの試行設置につきましては、本市も大変注目し、早速、北九州市に出向き、現地へ確認に参りました。初期費用の抑制や早期設置を目指す柔軟な発想として非常に意義のある取組であると認識、評価しているところでございます。
　一方で、体育館という大空間、かつ、断熱性の低い施設において、一般家庭用エアコンで十分な冷暖房効果が得られるのか、また、複数台稼働による耐久性や維持管理コストがどうなるのかにつきましては、まさに北九州市が、現在、実証、試行されている段階でございます。
　北九州市におきましても、次年度から空調整備を予定されているとのことですが、標準的な空調方式を採用する方向性とされており、効果検証後の結果によって、整備が進んでいないところに設置の是非の検討を行うとのことでした。
　本市といたしましても、効果や耐久性が未知数で分からない手法に踏み切ることにつきましては慎重にならざるを得ず、こどもたちのために確実に冷暖房効果が発揮される手法を選択する予定で考えております。
　一方で、早期設置が急務であるという危機感は、もちろん、当然のことながら認識しておりま

すので、本市におきましては、効果が確実な標準的な空調方式を用いながら、スケジュールそのものを前倒しするという方針で進めてまいりたいと考えており、今回、本定例会で上程しております補正予算におきまして、前倒しによる５校分の実施設計予算を計上し、一日でも早くこどもたちに快適で安全な環境を提供できるよう、現在、事業の前倒しに向け調整を進めているところでございます。

○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

まずは、１点目にこの整備の目的をお尋ねしましたが、その整備の目的はお答えになっておりませんので、お答えください。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

昨今の夏の非常に暑い時期につきまして、こどもたちの生命や安全を守るための熱中症対策、また、昨今の災害時に避難所となる体育館、そちらへの空調整備が早急に必要であるということが整備の目的であろうというふうに認識しております。

○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

今回、熊本地方の地震による被災者は、避難場所として指定されている小中学校の体育館へ避難されておりますが、急遽、暑さ対策として空調設備が取り付けられる様子がテレビで報道されていましたが、御覧になっておりますか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

初めに、令和８年熊本地震により被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

議員がご指摘の報道につきましては、私どもも承知いたしております。

○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

災害はいつ起こるか分からない。このような状況を見ていますと、一日も早く小中学校の体育館へ空調設備の整備が必要だと思いますが、飯塚市の場合、小学校が１９校、中学校が１０校で、２９校、ただし、これは小中一貫校が４校ありますので、対象になる小中学校の体育館というのは２５校というふうに考えていますけれど、今後、どのように取り組まれていく予定なのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

先ほど答弁いたしましたように、今回、補正予算でまず５校分の実施設計を予算計上させていただいておりますけれども、こちらの対象校につきましては、指定緊急避難場所を含むレベル３相当で開設される指定避難所となっております、片島小学校、小中一貫校幸袋校、椋本小学校、内野小学校及び小中一貫校嶺田校の５校に設置するための予算を計上いたしております。

次年度以降の整備につきましては、現在、基本設計を実施いたしておりますので、その結果と、今回先行して実施する５校の実施設計の課題等を精査いたしまして、その結果を踏まえた上で、残りの学校への早期整備に向けたロードマップを策定してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　質問の当初に述べさせていただきましたように、もともと、この空調設備の整備については、熱中症対策を中心に、放課後児童クラブの関係者から要望がありまして、そして、教育委員会のほうにいろいろご相談して、学校の教室の空調、冷房が入っているところを活用する。そのような段階的なことで進んでいっておったわけですけれど、最終的には、国が体育館のほうに熱中症対策で空調整備をやっていこうということでありましたので、飯塚市も早く取り組むように要望したところですけれど、確かに目的は、熱中症対策と災害時の避難場所に空調設備を整備するということだと理解しておりますけど、もともと、生徒たちの熱中症対策で整備をお願いしていたわけですけれど、今のご答弁では、熱中症対策を優先的にと思っていたら、避難場所を優先的に整備するんだというふうにご答弁いただきましたけれど、なぜ、そういうふうに避難場所を優先するようになったのか。今、５校を整備するというふうに言われましたけど、なぜなのか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　今回先行して、先ほど申しました５校を整備対象にした理由といたしましては、今、議員のほうから言われましたように、こどもたちの熱中症対策、また、避難所としての避難所機能の強化、それから、事業の確実な執行体制の３点から、５校のほうを選定させていただいたところです。
　まず、１点目のこどもたちへの熱中症対策につきましては、やはりどの小中学校も区別なく、全てのこどもが優先対象になってくるということになろうかと思います。
　そこで、次の選定基準について、災害時における避難所機能の重要度を優先しまして、指定緊急避難場所である２校、それから、高齢者等避難発令により開設される３校、この５校を選定するという判断をいたしました。
　今回、前倒しで事業を実施するに当たって、対応可能な業者数や施工能力等も鑑みまして、５校が最大数であるというところから、５校の整備ということで予算計上させていただいたところでございます。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　私が言っているのは―――。生徒はみんな平等です、どこの小学校・中学校へ行っても平等だと。ただ、熱中症対策をするときに、やはり圧倒的に生徒数、児童数が多いところを優先すべきではないかというふうに思うんですけれど。それが、第一に災害の避難場所を優先だということを答弁されておるんですけれど、であるならば、２５校の一番優先がどこなのか、２５番目がどこなのか、それと生徒数が幾らなのか、また、学童保育の利用者は何人なのか、それを示してください。
○議長（城丸秀高）
　暫時休憩いたします。

午後　３時１７分　休憩

午後　３時２０分　再開

○議長（城丸秀高）
　本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（小西由孝）
　今、生徒数の資料は手元には持ち合わせておりませんが、熱中症対策というのは、もちろんそういった観点で検討させていただく中で、児童生徒数の多い少ないという差では、先ほども答弁させていただきましたが、全てのこどもが優先されるべきということで、今回の５校の選定に当たっては、そうではない、避難所が早く開設される５校というところで選定をさせていただきましたので、児童生徒数の多寡によっては判断ができないということにしたものでございます。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　あなた方、災害のレベルがどうだこうだと言って今答弁したでしょ。それで５校を選んだんだと。だから、２５校は指定避難所になっているんでしょう。だから、その順位はどうなっているのかと。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　小中学校の体育館で、まず、避難所となっていない、土砂災害の警戒区域等にかかっているところとして、八木山小学校、高田小学校、穂波西中学校については体育館が避難所にはなっておりません。それ以外の避難所の開設順位としましては、先ほど言いましたように、まず、指定緊急避難場所としては、片島小学校と小中一貫校幸袋校の２校が対象として、体育館が避難所として開設されます。
　次に、高齢者等避難レベル３の発令で、加えて椋本小学校、内野小学校、小中一貫校嶺田校の３校が開設されます。２５校から３校が除外されて、２２校のうちの５校を除外した１７校については、それよりも災害レベルが上がった場合に、あとは同レベルで必要に応じて開設されるというふうな位置づけになっております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　今、教育委員会のほうに、熱中症の関係で空調設備をと言ったら、教育委員会は災害の関係で優先的にやるということですけれど、災害の担当は教育委員会じゃないと思うんですよね。市長部局はどこですか、総務部ですか、どこですか。それはそういう考え方で、空調設備を整備していくという考え方は合意を取っているわけですか、教育委員会と。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　先ほどから、すみません、避難所ということでお答えさせていただいておりますけれども、教育委員会として、まずは熱中症対策で、先ほど言いましたようにこどもの多寡によっては判断できないというところで、文部科学省が、今回、補助金等に関連して発出した文書からいたしますと、「学校体育館への空調整備の早期実施に向けて」という文書におきましては、学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速するとしておりまして、また、「公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について」におきましては、児童生徒の熱中症対策や学校が災害時に避難所としての役割を持つことを踏まえ、各種予算措置により進めていくと提示しておりまして、熱中症対策を講じることは当然うたいつつも、避難所機能を強化するために空調整備を加速していくとの方針を示していることにもよるものでございます。
○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
熱中症対策と災害対策というのは、総合的なまちづくりなんですよ、まちづくりの一つ、一環なんです。だから、教育委員会は担当関係部署とちゃんと打合せの上で、そういうふうな順番を決めたのかという確認をしているんですよ。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
こちらのほうの考え方で進めるということにつきましては打合せをさせていただいております。
○議長（城丸秀高）
２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
打合せした経過を担当部署は説明してください。どういうふうな過程で避難場所を優先したのか、どういう考え方、まちづくりの観点から答えてください。
○議長（城丸秀高）
総務部長。
○総務部長（日高政徳）
すみません、教育部長が今、事前の打合せと答弁しましたけれど、私どもは結果を頂いて、合議という形で、決まった後で回って来た文書で合議をしているところでございます。
○議長（城丸秀高）
２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
教育委員会は、防災、防災と言っておりますけど、避難所と言っておりますけど、これは、当然、防災ということになったら、避難所といったら、全体のまちの在り方に関係することじゃないですか。なぜ、あなた方は―――、目的が２つあるなら―――、避難所というならば、なぜ、関係部署に結果だけしか報告しないんですか。
○議長（城丸秀高）
暫時休憩いたします。

午後　３時２７分　休憩

午後　３時３０分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。教育部長。
○教育部長（小西由孝）
繰り返しになりますけれども、もちろん熱中症対策というのはもう重々承知はいたしております。繰り返しになりますけれど、今回、とにかく５校からまずスタートをしていくに当たって、優先順位を決定していくに当たりまして、どうしてもやはり人数が多い少ないで、多いところからすると、何で少ないところが後回しになるのかといった問題、そういったところから、なかなかその観点からの優先順位がつけ難いというところで、国が示している避難所という観点で、もちろん、それの避難所強化というところをしないといけないところから、優先的に開設されるところからの選択を行ったところでございます。
まずはこの５校をやるわけで、その後、順次、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　分からない。何で―――。同じ市役所の何階か、分かれているだけでしょう。まちづくりでしょう。市民の安全を守るためでしょう。だから、教育委員会が主体となっているけれど、目的は避難所と。だから、そこを中心にして、事前に関係部署と合議しておくべきじゃないですか。こういう考え方でやっていきますので、まちづくりから考えていったときに、これでいいと思いますか、もしくは、こうあるべきではないですか。
　例えば、こどもが熱中症にかかる率を―――。内野小学校と立岩小学校を比較したときに、生徒数がどれぐらいいますか、比較して。一人一人は同じですよ。分かりますよ、それは。ただ、動ける範囲が、校舎の大きさは決まっていて、生徒数が校舎に満杯のところと、校舎より少なく入っているところ、そういうことを考えていったときに、どちらのほうがやはり熱中症対策から考えていったときに優先すべきか。例えば、小中一貫校なら分かりますよ、小中学生がいっぱいいるから。それなら分かるんですよ、まだ。
　あなた、それは、ちゃんとこういうことは、やはり役所の中で教育委員会単独で考えないで、きちんと、防災に関係あるんだから、絶対必要だということを防災担当者が言っているなら――。
　それで、確認しますけど、今、教育委員会が防災の観点からそういうのをやられましたと言っているけれど、教育委員会が言っている防災の基準というのは正しいんですか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　今、質問議員が言われるように、正しいかどうかということではなく、私のほうからお答えするものとしましては、まず、高齢者等避難というところでの避難所の学校と、避難指示が出たときに開設する学校と、そういったことで災害のレベルによって避難所を開ける場所が変わってくるということになっております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　だから、言ったことは正しいのか。その５校の選定の基準は、災害時の防災の観点から考えて、避難所として妥当なところを教育委員会は選んでいるのか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　今、教育委員会が答弁していた学校というのは、指定緊急避難場所等で、高齢者等避難ということで、優先されていますので、間違っているということの認識ではございません。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　それでは、教育委員会に改めてお尋ねしますが、この５校以外の残った学校、例えば、八木山小学校等３校は違いますと言っていましたね、２５校のうち３校は避難所になっていないということですか。けど、避難所になっていないけどエアコンを入れるんですか、３校については。残り２０校については空調設備を入れるんですか。熱中症対策から考えたら入れるんですか。災害対策から考えたら入れないんですか。それと、２５校のうち５校をつけて、残り２０校、もしくは１７校、いつまでに空調設備を整備するんですか。

○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　先ほども答弁させていただいておりますとおり、次年度より、順次、着実に整備を行ってまいりますけれども、現在、基本設計を行っているところでもございます。その中で、先ほど答弁いたしましたが、今後の整備計画については立てたいと考えておりますので、とにかく早急に、いつまでにということは明確にお答えできませんが、早急に整備してまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　あなた、文部科学省の大臣は、何年度までに熱中症対策で小中学校の体育館に避難所と、熱中症対策で空調設備を整備しますと、何年度までに１００％にするというのを言っているのか知らないの。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　当初、令和１７年度と言われてあったのが、今回の熊本地震を受けて、１３年度までに１００％にするというふうに言われているというふうに確認いたしております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　文部科学省はそういうふうに言っているんでしょう。言っているんだったら、令和１３年度までに残りをしますというのが答弁じゃないんですか。国の方針はそうですよ。いつまでするか分かりませんということはどういうことなんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　すみません、いつまでにするという先ほどの答弁の仕方が悪かったと思います。今、国も令和１３年度までに前倒しをして行う、１００％、全国の体育館に整備するというふうに言われたので、それに向けて本市も取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　あなたは手元に持っているんでしょう。令和８年熊本地震非常災害対策本部会議（第１３回）・令和８年８月千葉豪雨に関する関係閣僚会議（第３回）、令和８年８月２７日。この文書によると、高市首相もちゃんと明言していますよね。知っていますか。知っている内容を答弁しているんでしょう。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　今、議員が言われてあることはこのことだろうと認識して、答弁させていただきますが、内閣総理大臣より、「先ほど、松本大臣からも報告があったとおり、先般、私から指示をした、避難所となる全国の『学校体育館などのエアコン設置率』について、『令和１７年度中に１００％』としていた目標を、『令和１３年度中に１００％』に前倒しすることとする。松本大臣は、関係

大臣とも連携し、取組を加速されたい。」と申されております。
○議長（城丸秀髙）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　確認いたしますけど、２５校中５校は予算を組んでつけていくと。残りは、２０校なんですか、１７校なんですか、どちらなんですか。それを令和１３年度以内に１００％ですから、整備するということですね。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　今回、小中一貫校がございますので、全部で２５校ございまして、今年度、５校からスタートいたしまして、残りの２０校につきましては、まだ確定ではございませんが、着実に進めてまいりたいと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　では、残りの２０校は、優先するときは何を優先してやるんですか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　今回、５校からまずスタートいたしますけれども、残りの学校の整備につきましては、先ほど申しましたように、避難所の観点からしますと、同レベルということになります。そうなりますと、あらゆる要素を加味して検討する必要があろうかと考えております。
○議長（城丸秀髙）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　分からない。分からない、答弁が。
　熱中症対策でしょう。熱中症対策で、該当する生徒数が多いほうが効率がいいんじゃないんですか。生徒の少ないところからやっていくんですか。学童保育の多いところ、児童クラブ利用者が多いところ、そういうところからやっていく方針のほうがいいんじゃないですか。どうなんですか。
○議長（城丸秀髙）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　次年度以降の選定に当たりましては、議員が言われます児童数の多寡なども要素に、改たな選定基準として位置づけまして、検討していく必要があろうかというふうには考えております。
○議長（城丸秀髙）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　十分検討しながら、令和１３年度までに整備をしていただきますようお願いして、この質問は終わります。
　続きまして、「飯塚市文化財保存活用地域計画に関連して」質問させていただきますけれど、今年６月市議会でもお尋ねしておりますけれど、時間の関係がありましたので、詳しくお尋ねすることもできなかったので。改めて、この計画の策定意義、目的について説明をお願いいたします。

○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　飯塚市文化財保存活用地域計画につきましては、本市にある貴重な文化財を体系的に整理し、計画的に保存、継承を図るということ。また、歴史資料館を文化財に関する歴史、文化の情報発信拠点として、その機能の充実・強化を図ること。そして、本市の誇るべき文化財を市民協働の下、保存、活用を図り、教育や文化振興、観光振興など、多面的に活用する指針とすることを目的に策定したものでございます。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　６月市議会の一般質問で、この計画は令和５年から令和１４年度までの計画になっておりますが、特に歴史資料館についてお尋ねしてまいりたいと思うんですけれど、歴史資料館は、現在のところ、今後の在り方については整備していかざるを得ないというようなことを書かれておりますけれど、４５年が経過して、老朽化している状況で、収蔵庫についても収蔵品がもうすぐ限界に近づいている状況で、現地で増設するか移転するかの具体的な検討を、今後、早急に行っていく必要があると答弁されておりますよね。この規模がどうなっているのか、念のためお尋ねします。確認のためお尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　飯塚市歴史資料館は昭和５６年に開館しております。敷地面積が７０４２．４平方メートル、鉄筋コンクリート造りで、２階建て、一部が３階建てになっておりまして、建築面積が１２２１平方メートル、延べ床面積が２３５８平方メートルという規模になっております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　私もこの歴史資料館は大事な施設だと思っておるんですけれど、改めて、この計画の中で、この歴史資料館の占める意義について説明をお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　計画の中におきましては、飯塚市歴史資料館は考古資料をはじめとする文化財の収集、調査、保存、活用と講座など教育普及活動の実施により、郷土の歴史、文化財に対する市民の理解と認識を深め、市民の文化活動、生涯学習に寄与するために設置した施設であり、本市の文化財に関する歴史、文化、観光情報などを発信する多面的な情報拠点として位置づけられております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　歴史資料館は、文化、歴史の継承のセンター的な施設であるということだと思うんですけれど、令和５年から計画を組んでいるんですけど、１４年までということで、どうかしなくちゃいけないと考えているんだけど、この間、どのような考えを持って取り組んできているのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。

○教育部長（小西由孝）
　前回、６月議会以降、歴史資料館の老朽化に対する対応については、まだ検討はできておりませんけれども、文化財収蔵庫につきましては、老朽化とともに収蔵量の限界が近づいておりますので、その収蔵内容とともにその量を調査しているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　さきの質問で、いろいろな整備をしていかなくてはいけないということであるけれど、相当の事業費が必要になる事業が多く、国・県の補助金等を活用し、計画的に進めていく必要があると考えていると答弁されておりますね。整備費用について、現時点ではどういうふうに考えておるんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　具体的な整備費用につきましては、算出ができていない状況でございます。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　ということは、現時点では計画はあるけれど、令和１４年度までにその計画ができるかはっきりしていないということですよね。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　令和１４年度までに事業を進めていくということでの計画といたしております。１４年度を目途に、計画に沿って進めてまいりたいと思いますし、整備費用につきまして、多額なものにつきましては、やはり、国・県の補助金等も活用できるものは調査しまして、必要に応じて予算を要求しつつ、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　現時点では何も分かっていないということですよね。
　引き続き、これから提案の内容に入っていきたいと思いますが、旧飯塚市立飯塚第三中学校は、御承知のように飯塚第一中学校に統合され、１２年間、補助文書庫として、今年度まで利用しておるんですけれど、その後どうするか考えはまとまりましたか。
○議長（城丸秀高）
　総務部長。
○総務部長（日高政徳）
　旧飯塚第三中学校につきましては、現在、補助文書庫として利用しております。保管しております文書等につきましては、現在、各課に依頼し、搬出量の調査を行っておりますので、年内には搬出量の確定をし、年明けには移転作業に入るように進めているところでございます。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　この施設については、市としての利用計画がない場合は、民間への売却となっておりますけれど、この敷地には農業用水路と上水道管が埋設されておって、この移設の費用が高額になるとい

うふうに聞いておりますけれど、農業用水路と上水道管の埋設状況はどのようになっておるのか、また、これを移設するとしたらどれぐらいの費用が見込まれるのか、お尋ねします。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
まず、農業用水路につきましては、遠賀川の堤防通りに隣接してプール跡地があります。その南側にグラウンドがありますが、グラウンドの北側部分を東西に横断して埋設されております。
平成３０年２月に開催されました協働環境委員会提出資料によりますと、水路の床面がグラウンドから地下４．４メートルに位置し、水路の横幅は約２メートル、構造物としましては約３．７メートル幅となっております。
次に、上水道管につきましては、グラウンドの西側から北側に向かって斜めに横切る形で、直径１００ミリメートルの管が埋設されております。
次に、費用ということでございますが、現時点で、どのように移設するかによって、また、費用は変わってくると思うんですが、現時点でどれぐらいの費用を要するかというのはお答えはできませんけども、農業用水路につきましては、先ほど申し上げた規模を考えますと、相当の費用を要するものと考えます。
○議長（城丸秀高）
２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
さきの３月市議会の答弁で、この学校跡地については、学校を含めた公共施設等の用地としての利活用は可能ではないかと考えますと答弁があっておりますけど、この考えにはお変わりありませんか。もしそうであるならば、費用対効果を考えるならば、優先的にやはり公共施設用地への利活用を考えるべきではないかと思いますけど、いかが考えますか。
○議長（城丸秀高）
行政経営部長。
○行政経営部長（福田憲一）
まず、３月議会でお答えしましたとおり、公共施設等の用地としての利活用が可能であり、その考え方に変わりはございません。昨年１２月に策定しました第３次公共施設等のあり方に関する基本方針におきましても、民間への売却に先立って、まずは市での利活用策を検討することとしております。
○議長（城丸秀高）
２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
この旧飯塚第三中学校の跡施設・跡敷地はどのようになっておりますか。また、国・県からの交付金等の返金については、もう返金する必要はないんですか。
○議長（城丸秀高）
教育部長。
○教育部長（小西由孝）
現在の施設は、旧管理棟、旧教室棟、屋内運動場等の計７棟で構成されており、建物の延べ床面積は約６３３９平方メートル、構造は主に鉄筋コンクリート造りとなっております。また、敷地面積は約２万３７８９平方メートルとなっております。交付金等の返還につきましては、売却や取壊しなど、その処分方法によって取扱いが異なっております。
今後、廃校施設を取り壊す場合につきましては、当該施設の補助事業完了から１０年以上経過していることから、文部科学省の財産処分の取扱いに基づき、無償による取壊しについては国庫納付、いわゆる補助金等の返還は必要ないものと認識しております。

なお、処分制限期間内の財産処分となる場合には、所定の財産処分に係る報告等の手続が必要となりますので、国の定める手続に基づき適切に対応してまいります。

また、売却など有償による財産処分を行う場合については、処分の内容に応じて国庫納付の要否を確認する必要がありますので、個別に国の取扱いを確認した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

令和７年３月３１日に、「令和６年度　公立小中学校等における廃校施設の活用状況に関する調査」が文部科学省から発表されております。この資料によると、平成１６年度から令和５年度に発生した廃校で、施設が現存している７６１２校のうち５６６１校が社会教育施設や社会体育施設等の公共施設のほか、体験交流施設や福祉施設など、様々な用途で活用されていますとあります。このことについては御存じでしょうか。

また、文化庁では、「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」がありますが、この事業概要には補助対象が埋蔵文化財の展示・収蔵・整理及び活用を行う拠点となる施設の設備整備等となっています。

また、「都市構造再編集中支援事業」として、立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の教育文化施設には、国土交通省の補助制度があるようです。

このような国の補助事業を活用して、旧飯塚第三中学校の跡地・跡施設を整備して、老朽化が進む、収蔵能力に余裕のない飯塚市歴史資料館を移設することを考えることはできないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

議員からご紹介のありました「令和６年度　公立小中学校等における廃校施設の活用状況に関する調査」につきましては承知いたしております。また、歴史資料館及び収蔵庫の建て替えを行う際には、様々な補助金の活用、整備手法は不可欠だと考えております。

しかしながら、現時点におきましては、その時期、場所、規模など決定したものがないため、今後、検討が必要であろうかと考えております。そのため、旧飯塚第三中学校の活用につきましても様々な視点での検討が必要になるのではないかというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

検討の余地はあるということですか。

○議長（城丸秀高）

教育部長。

○教育部長（小西由孝）

繰り返しになりますけれども、時期、場所、規模などがまだ決定いたしておりませんので、今後、検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

現在、歴史資料館のあるＪＲ新飯塚駅東側については、今後も民間による開発が期待できる場所であり、民間開発が進めば居住する人たちの増加が望めると思います。また、旧飯塚第三中学校の跡施設・跡敷地の利活用にもつながりますので、前向きに検討していただきたいと思うんで

すけれど、どうでしょうか、その点、教育委員会としてどう思うのか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　歴史資料館につきましては、築４５年が経過しており、老朽化はしておりますけれども、今すぐに使えなくなるという状態ではございません。しかしながら、収蔵庫の整備を含め、今後の施設の在り方につきましては、検討を開始する必要があるものと認識しておりますことから、場所を含めて、その規模や役割、整備手法など、慎重に検討していく必要があるものと考えております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　部長、あなた、空調の話をしたときには、熱中症対策と避難所対策で、避難所は言ったようにまちづくり全体の話ですよね。私が今言っているのは、歴史資料館があって、その敷地は７千平米まであるわけです。大きな敷地なんですよ。それを移設することによって、あそこは民間に開発されたら定住政策にも寄与すると。定住政策に寄与するということは、税収が上がっていくということですよね。あなたは、空調のときはまちの全体のことを考えて決定したんでしょう。こういう物を移設したらまちづくりにどういうふうに寄与するか、そういう観点から考えることはできないですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　議員がご指摘されますとおり、あそこの歴史資料館の敷地が移設によって民間活用されるということになれば、定住施策にもつながるものというふうには考えております。ただ、移設先とか場所とか規模、そういったものにつきましては、検討していく必要があろうかというふうに考えております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）
　旧飯塚第三中学校跡地は公共施設として利用したほうがいいと。建物もあるし、敷地も広いし、収蔵庫も十分確保できるじゃないですか。それを考えたときに、あなたは、先ほどはまちづくりで、独断で、教育委員会で決めたんでしょう。旧飯塚第三中学校跡地はもともと教育施設跡地じゃないですか。それを活用して、例えば、あなたは歴史資料館を旧飯塚第三中学校に持っていって、川島古墳は近いし、旧伊藤伝右衛門邸は近いし、鯰田駅は近いし、何かまちづくりを考えたらいいんじゃないですか、教育委員会として。考えることはできないんですか。都合のいいときは考えるけど、都合の悪いときは考えないんですか。
○議長（城丸秀高）
　教育部長。
○教育部長（小西由孝）
　繰り返しになりますけれども、歴史資料館のほうは、老朽化はしております。移設ということも検討する必要が出てくると思いますので、場所を含めて、やはり規模の問題、そういったところも含めまして、慎重に検討していく必要があると考えております。
○議長（城丸秀高）
　２８番　道祖　満議員。
○２８番（道祖　満）

教育委員会は慎重に検討していくということですけれど、旧飯塚第三中学校跡地は公共施設としての利活用は可能だと言っておりますけれど、この答弁は変わらないということでしたよね。それで、まちづくり全体から考えたら、そういう活用の方法があるんじゃないかと思いますけど、教育委員会はああいう答弁ですけど、市長部局のほうはどういうふうな考えをお持ちか、お尋ねします。

○議長（城丸秀髙）

行政経営部長。

○行政経営部長（福田憲一）

先ほども答弁しましたように、今、議員もおっしゃったように、いろいろな埋設物とか、結構、移設するのに費用がかかったりとか、いろいろな課題があると思うんですよね。そういう意味をもって、先ほど、民間の売却に先立って、公の施設での利活用策をまず検討したいという答弁をいたしました。今、教育委員会が歴史資料館の移設のことでるるあっていますけれども、鯰田駅とかも近いし、先ほど議員もおっしゃったように、歴史遺産、川島古墳とか、川を渡れば旧伊藤伝右衛門邸もですが、そういうことを考えれば、歴史資料館も含めた中で、あそこの活用は考えてもいいのかなというふうに思っております。

○議長（城丸秀髙）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

教育委員会、ちゃんとまちづくりだから、費用の関係もあるし、ちゃんと市長部局の考え方は今示されましたので、十分に協議して、やはりまちづくりの観点から考えたらどうあるべきか考えて、早急にあそこにあることがいいのか、今後の歴史資料館の在り方も考えて、十分関係部署と協議して、令和１４年と言わず、１４年のときに完成しておかなくちゃいけないという思いで、早急に検討に入っていただきたいと思いますけど、それはできますか。

○議長（城丸秀髙）

会議時間を午後４時３０分まで延長いたします。教育部長。

○教育部長（小西由孝）

歴史資料館の件につきましては、検討してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀髙）

２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

どうぞ前向きに検討していただきますようお願い申し上げて、今回の一般質問はこれで終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（城丸秀髙）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明９月９日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　３時５８分　散会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２４名　）

１番	城　丸　秀　髙	１５番	赤　尾　嘉　則
２番	深　町　善　文	１６番	土　居　幸　則
３番	光　根　正　宣	１７番	吉　松　信　之
４番	奥　山　亮　一	１８番	吉　田　健　一
７番	藤　間　隆　太	１９番	田　中　博　文
８番	藤　堂　　彰	２０番	鯉　川　信　二
９番	佐　藤　清　和	２１番	秀　村　長　利
１０番	田　中　武　春	２２番	永　末　雄　大
１１番	川　上　直　喜	２３番	兼　本　芳　雄
１２番	金　子　加　代	２５番	江　口　　徹
１３番	石　川　華　子	２６番	瀬　戸　　元
１４番	田　中　裕　二	２８番	道　祖　　満

（　欠席議員　　２名　）

２４番	小　幡　俊　之
２７番	坂　平　末　雄

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼丸義経		
議会事務局次長	岩熊一昌	議事調査係長	安藤　良
議事総務係長	宮山哲明	書記	伊藤裕美
書記	加世堂沙織	書記	藤嶋祐也

◎　説明のため出席した者

市長	武井政一
副市長	久世賢治
副市長	許斐博史
教育長	桑原昭佳
企業管理者	石田愼二
総務部長	日高政徳
行政経営部長	福田憲一
市民協働部長	小川敬一
市民環境部長	田中善広
経済部長	林　利恵
こども未来部長	榊　敏江
福祉部長	東　剛史
都市建設部長	大井慎二
教育部長	小西由孝
企業局次長	上野恭裕